

平成25年第1回熊野町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成25年3月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 平成25年3月11日

4. 出席議員(15名)

1番 沖田 ゆかり	2番 片川 学
3番 時光 良造	4番 民法 正則
5番 荒瀧 穂積	6番 大瀬戸 宏樹
7番 藤本 哲智	8番 渡 紘八
9番 山吹 富邦	10番 山野 千佳子
11番 久保隅 逸郎	12番 中原 裕侑
13番 尺田 公造	14番 佛圓 大源
15番 南田 秀夫	

5. 欠席議員(1名)

16番 馬上 勝登

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	三村 裕史
副 町 長	立花 隆藏
教 育 長	林 保
総 務 部 長	内田 充
民 生 部 長	清代 政文
建 設 部 長	上馬場 達実
教 育 部 長	藤森 孝弘
総 務 部 参 事	石井 節夫
総 務 部 次 長	岩田 秀次

民 生 部 次 長	光 本 一 也
建 設 部 次 長	森 本 昌 義
教 育 部 次 長	三 村 伸 一
総 務 部 調 整 監	西 村 隆 雄
企 画 財 政 課 長	民 法 勝 司
商 工 観 光 課 長	時 光 良 弘
税 務 課 長	貞 永 治 夫
住 民 課 長	宗 條 勲
健 康 課 長	平 本 清 士
生 活 環 境 課 長	沖 田 浩
都 市 整 備 課 長	横 山 大 治
開 発 指 導 課 長	林 武 史
下 水 道 課 長	中 井 雅 晴
水 道 課 長	曾 根 和 典
生 涯 学 習 課 長	柴 原 布 早 子
会 計 課 長	中 村 憲 治

7 . 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	立 花 一 郎
議 会 事 務 局 書 記	藤 友 竜 也

8 . 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (片川光)

- 日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（東都茂江）
- 日程第 8 議案第 1 号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 3 号 熊野町障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 11 議案第 4 号 熊野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例案について
- 日程第 12 議案第 5 号 熊野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例案について
- 日程第 13 議案第 6 号 熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例案について
- 日程第 14 議案第 7 号 熊野町工事分担金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 8 号 町道の路線認定について
- 日程第 16 議案第 9 号 町道の路線変更について
- 日程第 17 議案第 10 号 平成 24 年度熊野町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 18 議案第 11 号 平成 24 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 12 号 平成 24 年度熊野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 20 議案第 13 号 平成 24 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 21 議案第 14 号 平成 24 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 22 議案第 15 号 平成 24 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 16 号 平成 25 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 24 議案第 17 号 平成 25 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について

- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 平成 2 5 年度熊野町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 平成 2 5 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 平成 2 5 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 平成 2 5 年度熊野町土地取得特別会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 平成 2 5 年度熊野町上水道事業会計予算について
- 日程第 3 0 発議第 1 号 ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書案について

9 . 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

副議長 (久保隅) 皆さん、おはようございます。

議長におかれましては、欠席の届けが提出されましたので、本会議につきましては、副議長において進行を務めさせていただきます。本定例会の円滑な議事進行につきましては、皆様に協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

ただいまの出席議員は 1 5 名です。定足数に達していますので、ただいまから平成 2 5 年第 1 回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

副議長 (久保隅) これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 1 8 条の規定により、3 番時光議員、4 番民法議員、5 番荒瀧議員の 3 名を指名します。

副議長 (久保隅) これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日より 2 2 日までの 1 2 日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

副議長 (久保隅) 異議なしと認め、よって、会期は本日より 2 2 日までの 1 2 日間とすることに決定しました。

これより、議案等の説明を求めるため、町長、その他関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩 9時32分)

(再開 9時35分)

~~~~~  
副議長(久保隅) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

事務局長。

~~~~~  
議会事務局長(立花) 諸般の報告をいたします。

昨年12月25日、平成24年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題は、平成23年度の決算認定や平成24年度の補正予算などで、いずれも原案のとおり承認され、可決されております。また、このたびの定例会で監査委員が選任、同意されております。

1月11日、広島県町議会議長会定例議長会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、平成24年度自治功労者表彰や、町議会議員研修会等について協議が行われました。

1月13日、平成25年度熊野町出初式が町民グラウンドで行われ、議長が出席し、祝辞を述べました。また、同日成人を祝う会が町民会館で開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

1月18日、広島県西郷村議会会派八汐会が、筆を初めとした産業の行政の対応について視察研修で来町され、議長が出席いたしました。

1月22日、京都府議会農商工労働常任委員会が熊野筆の取り組みについての視察研修で来町され、議長が出席しました。

1月29日、平成25年度第1回広島県後期高齢者医療広域連合会議定例会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題は、平成25年度の予算や平成24年度補正予算、条例の一部改正などで、いずれも原案のとおり可決されております。また、このたびの定例会で副広域連合会長が2名選任されております。

2月10日、第40回、熊野駅伝大会が開催され、議長が出席し、閉会式で挨拶と表彰を行いました。

2月15日、産業建設委員会が開催され、建設部の事業に係る課題等について協議を

行いました。また、現地視察として深原公園造成地を視察し、進捗状況等の説明を受けました。

2月22日、平成24年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会が開催され、尺田議員が全国町村議長会長から、また馬上議長、中原議員が広島県議会議長会長からそれぞれ表彰を受けられました。研修会については、広報コンサルタントの深沢徹氏による各町の議会広報紙に対する講評が行われた後、安倍政権の行方と日本政治の課題と題しまして、政治アナリストの伊藤惇夫氏から講演をいただきました。

2月25日、議長が三村町長とともに総理官邸を訪問し、安倍晋三内閣総理大臣に、全閣僚の閣議署名用の筆と女性閣僚の方への化粧筆を寄贈いたしました。

2月27日、平成25年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議題は、組合経営の負担方法や平成25年度の一般会計及び特別会計予算で、いずれも原案のとおり可決されております。また、このたびの定例会において、管理者が再任されております。

同日、平成24年度第2回安芸地区消防運営協議会が開催され、議長が出席いたしました。主な議題といたしまして、平成25年度の安芸地区における消防事務運営経費について、原案のとおり承認されております。

3月5日、議会運営委員会を開催し、第1回熊野町議会定例会の議事運営について協議を行いました。

続きまして、議長宛てに陳情書、要望書等が提出されていますので、御紹介いたします。事前に配付しております陳情書、要望書等一覧の資料をごらんください。

昨年12月19日、電気設備工事の分離発注を求める陳情書が、一般社団法人広島電業協会から提出されております。

1月30日、非核三原則の法制化を求める議会決議、意見書採択のお願いが、広島県原爆被爆者団体協議会から提出されております。

2月4日、年金2.5%の削減中止を求める陳情が、全日本年金者組合広島県本部から提出されております。

諸般の報告は以上です。

~~~~~  
副議長（久保隅） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。25年度予算編成に当たり、町長から施政

方針説明の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 平成25年3月定例会に際し御参集をいただき、心から感謝を申し上げます。

まず、先ほどの報告にございましたが、去る2月25日、馬上町議会議長とともに首相官邸を訪問し、安倍内閣総理大臣に、全閣僚の閣議署名用の筆と、女性閣僚の方へ化粧筆を寄贈してまいりました。また、その後、外務省に岸田外務大臣を表敬訪問いたしました。一昨年8月のなでしこ国民栄誉賞の副賞に続いて、再び政府の評価を得ましたことはこの上ない喜びであり、熊野町及び熊野筆のPRにつながったものと思っております。

それでは、平成25年度の予算案並びに諸案件の御審議をお願いするに当たりまして、私の所信及び町政の基本方針を申し上げ、今後も「ひとまち育む筆の都熊野」の実現に努力してまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

まず初めに、町政を取り巻く諸情勢について申し上げます。

我が国の経済は、輸出環境の改善や政府の緊急経済対策の実施、景気回復を最優先とする当初予算への期待感から、回復の兆しが見られます。しかしながら、世界経済の先行きは不透明であり、企業収益や雇用情勢の動向は流動的であります。地方においては、長期化したデフレ不況や円高の影響により、いまだ地域経済は低迷しており、経済対策に即効性は望めないことから、本町行政についても大幅な税収の増加は望めないという厳しい状況であります。

それでは、こうした諸情勢を念頭に置いて、私の2期目の実質スタートとなります平成25年度の取り組みにつきまして申し述べさせていただきます。

平成25年度におきましては、政策目標の中で、特に生活福祉交通など、高齢者に配慮した日常生活を快適に暮らせるまちづくりや、子育て世代の定住促進として、子供がすこやかにたくましく育つまちづくりの2点を重点的に推進いたします。このため、事業の選択と集中を基本とし、最小の経費で最大の効果を上げることに努め、住民の満足度の高い魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

なお、昨年未政権交代が行われ、その後、景気対策などのために公共事業の前倒しが

示され、補正予算と一体として編成することになりました。当初予算とあわせて提案している3月補正予算につきましては、日本経済再生に向けた緊急経済対策による国の補正予算等に関連する経費を計上しておりますが、それらは新年度に繰り越して実施することとなります。このため、補正予算を含めた内容として、各部門ごとに説明をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

まず、総務部門でございます。

新年度における新たな取り組みといたしまして、町政に対する関心や理解を深めていただくため、住民が行う学習会へ職員が出向き、町の業務内容の説明や情報提供を行う出前講座を実施いたします。また、町長就任以来、直接住民の御意見、御要望等をお聞きして地域課題を共有する地域懇談会を隔年で開催しており、新年度に町内14自治会を巡回してまいります。

重点施策の1点目であります、生活福祉交通「おでかけ号」につきましては、半年間の試験運行で相当数の利用があることを確認し、真に望まれているものであることを認識したところでございますので、新年度から本格的に運行をいたします。

次に、住民生活の基盤となる地域の活性化と地域力の強化のためには、世代を超えて活躍できる環境の整備と地域を支える人材の育成が重要となります。本町では、各自治会の協力をいただき、地域の活性化及びつながりの強化に取り組んでいるところでございます。これに加え、昨年3月に法政大学と締結した事業協力に関する協定により、大学が持っている地域づくりやまちづくりのための情報、あるいは知識などを提供いただけることになりましたので、まず第一弾といたしまして、まちづくりのテーマのもと、住民の方にも参加いただいて、法政大学と本町を結ぶ遠隔授業を実施しようと考えております。

また、産業の活性化、定住交流人口の増加に向け、観光事業とあわせて筆産地の歴史と文化を生かし、熊野筆を活用したまちづくりとまちのPRを行うとともに、地域産業の振興・支援を行ってまいります。具体的には、県の緊急雇用対策基金事業補助金が延長されましたことから、この補助金を活用して、筆の原材料の確保状況についての調査や、昨年7月に広島ブランドショップ「TAU」に出展した熊野筆セレクトショップ銀座店を拠点として、首都圏における熊野町と熊野筆のPRを行ってまいります。

さらに、定住交流人口の増加を図るため、筆の街交流館「K-JIN」で実施する絵てがみ体験や筆づくり体験の事業を拡充させ、小学生の社会見学などの誘致を行うとと

もに、観光大使「ふでりん」を活用して、町内の行事やイベント、筆の里工房や町内の史跡などの情報発信を引き続き実施してまいります。

次に、民生部門でございます。

まず、子育て支援策でございますが、すこやかな妊娠と出産を支援するため、これまでの14回の妊婦健診を継続して実施するとともに、育児面では乳児家庭の全戸訪問、乳幼児健康診査や子育て支援センターでの新たな事業を開始するなど、機能を強化して、乳幼児の健康や発育の保持・推進に努めてまいります。また、新たに権限委譲による未熟児養育医療費給付事業を実施し、未熟児の入院に係る医療費を支給いたします。

保育所におきましては、一時保育、病後児保育などに加え、新年度から一部の保育所では、早朝7時からの延長保育を実施するなど、保護者の多様なニーズに対応してまいります。また、子供の教育・保育、子育て支援を総合的に進める仕組みづくりが27年度から始まります。このため、現在の次世代育成支援行動計画を引き継ぐ、新・子ども子育て支援事業計画の策定に向け、ニーズ調査に着手いたします。

加えて、子育て世代への経済的な負担軽減としては、県内で最高水準となる小・中学校の入院医療費と小学校就学前の子供を対象とした医療費の無償化を引き続き実施してまいります。

次に、高齢者施策でございますが、第5期介護保険事業計画の中間年度として、引き続き介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、今後ますます増加が見込まれる認知症高齢者対策として、正しい知識の普及啓発を継続的に行うほか、サロン事業に体操リーダー養成講座の修了者の協力を得るなど、地域と一体となった介護予防事業を積極的に推進してまいります。また、地域包括支援センターを中核機関とした地域包括ケア体制の推進や、地域の関係機関と連携した見守りネットワークの構築など、地域支援体制の充実を図ります。

障害者福祉につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対する難聴児補聴器購入費等助成や、権限委譲による障害児の特定の治療に対する育成医療費給付事業を実施してまいります。また、障害者やその家族などが気軽に集うことができるサロンの開設につきましては、専門員を派遣するなどの支援を行ってまいります。

なお、感染症対策としましては、現行の定期予防接種に加え、子宮頸がん予防ワクチン等の任意予防接種を定期接種として実施いたします。また、住民の身近な地域医療を確保するため、休日や夜間の救急医療体制の維持を図るとともに、国民健康保険の運営

及び後期高齢者医療に関する事務につきましても、引き続き適切に行ってまいります。

環境対策としては、二酸化炭素の排出量を削減し、町全体で地球温暖化防止を推進するために、新年度におきましても町単独の補助事業であります住宅用太陽光発電システム等普及促進事業を継続して実施してまいります。

次に、建設部門でございます。

まず、広域的な道路の整備状況としましては、東広島・呉自動車道の全線開通にあわせて、県道矢野安浦線において、仮称でございますが、熊野黒瀬トンネルを含む県道バイパスが25年度末に開通の見通しでございます。また、道垣内交差点では、今年度から工事が一部着手されておりますが、新年度も引き続き、河川の横断部を中心に工事が行われる予定で、川角工区におきましても用地買収、物件補償が実施される予定であります。一方、県道瀬野呉線の整備につきましては、今後、瀬野呉線バイパスの地形測量及び詳細設計をもとにルートが確定され、新年度は用地測量を行い、一部用地買収が実施されます。また、新宮地区では引き続き交通安全施設等整備事業が実施される予定であります。

次に、砂防事業では、雲母川通常砂防事業におきまして用地買収が今年度に引き続き実施の予定でございます。

本町におきましては、深原地区町有地造成事業が順調に進捗し、25年度末に完了する見込みで、周辺道路の整備により、本町を含む周辺地域の交通機能が強化され、流通の拠点としての位置づけが確立されるものと考えております。

次に、日常生活に関連する町道の主要幹線の整備につきまして、東部地域においては、深原公園線を新萩線まで暫定供用し、県道瀬野呉線バイパスの進捗状況を踏まえ、深原準工業地域まで延伸する計画としており、西部地域においては、出来庭川角中央線の舗装工事を実施し、完成後供用開始する予定でございます。また、その他の町道につきましても、待避所の設置や局部改良を実施してまいります。

なお、橋梁点検業務の結果を踏まえ、老朽化が著しい五反田橋のかけかえ工事を実施いたします。さらに、緊急経済対策による国の補正予算で、一定以上の劣化が進む舗装の修繕工事を10路線計画し、また農林事業におきましては、農業水路の改修工事を3路線実施してまいります。

次に、都市計画一般事業では、深原地区町有地造成事業、町道昭和線付近の部分改良等が整備されることから、地形図及び都市計画図の修正を行います。また、近年人が立

ち入らない里山の再生を目的に、里山林整備事業として、中溝地区のゆるぎ観音から赤穂峠までの散策道の整備を行います。

続きまして、重点施柵の2点目でございます。少子高齢化が深刻な問題となっている昨今、若年世代の定住を促進し、人口の維持、地域の活性化を図るため、子育て世代が住宅を取得する際に助成金を交付する子育て世代定住促進助成金交付事業を新たに設けます。

次に、公共下水道事業でございますが、引き続き、新宮地区及び平谷地区の一部におきまして、約4ヘクタールの整備を予定しており、完了後の普及率は約92%となる見込みでございます。また、上水道事業では、高所配水団地水道施設のうち、皇帝ハイツが今年度で完了しますので、新年度からは湖翠園団地及び城之堀団地の整備を行うとともに、新宮地区の未給水地区の整備と熊野団地内の老朽管の更新に着手してまいります。

次に、教育部門でございます。

安全、安心な教育環境の充実のため、耐震性評価の低い学校施設の耐震補強を優先的に実施してまいります。24年度の緊急経済対策として、国の補正予算で追加交付される学校施設環境改善交付金を活用し、熊野第一小学校の特別教室棟と体育館、第二小学校の普通教室棟と特別教室棟、第三小学校の南校舎と東中学校の特別教室棟、管理棟及び体育館の耐震補強工事を実施してまいります。これにより学校施設の耐震化率は25年度末で92.6%となり、国が指導する期限までに耐震化率100%達成を目指します。

また、児童・生徒の学力につきましては着実に向上しており、引き続き熊野町標準学力検査を実施し、児童・生徒一人一人に応じた学習指導を実施してまいります。

次に、新年度も県の緊急雇用対策基金事業補助金を活用し、学校支援員を小・中学校にそれぞれ1名配置いたします。また、中学校には生徒指導相談員を1名ずつ配置し、不登校や学習相談に対応してまいります。さらに、同補助金を活用し、新たに家庭教育支援アドバイザーや配慮児童支援員を配置し、家庭環境や情緒的に課題のある児童・生徒にきめ細やかに対応してまいります。

最後に、長年の懸案でございました町民体育館の雨漏りにつきましては、今年度を実施設計を終えましたので、新年度、屋根の改修工事及び外壁防水工事を実施してまいります。

以上の施策を中心に予算編成を行いました結果、平成25年度の一般会計の当初予算

額の総額は74億6,409万円となり、前年度と比べ0.9%の増となっております。補正予算を一体として捉えた場合、3月補正の4億1,489万円を加えると、78億7,898万円で6.5%の増となります。

また、特別会計につきましては5会計で89億8,033万円、土地取得特別会計を除きますと、前年度と比べて1.7%の増、企業会計である上水道事業会計につきましては5億8,153万円、前年度と比べて3.4%の減となっております。

以上、平成25年度の当初予算及び主要施策の基本的な考え方を述べました。

終わりに、今後も住民の視点に立ち、第5次熊野町総合計画に沿ったまちづくりに全力を傾注してまいりますので、諸施策の推進につきまして、議員各位を初め、住民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、平成25年度の施政方針とさせていただきます。

副議長（久保隅） 以上で、町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。9名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、15番、南田議員の発言を許します。

南田議員。

15番（南田） 皆さん、おはようございます。

発言する前に一言お断りを申しておきます。私も本年をもちまして数え年が90になり、発言についてもたまたま間違ったこともあるか、皆様の聞き違いもあるかもしれませんが、悪いところがありましたならば、今後、次々に直していきますので、皆様のお許しをいただきたいと思います。

本日、私が発言しますことは、平成元年に受迫ため池の所有権問題が始まり、本年で23年になるのでございます。受迫ため池所有権問題の決着もぼつぼつつけるべく考えておりますので、単刀直入に質問いたしますので、町長の責任ある答弁をお願いいたします。

まず、町長は平成19年町長就任の際、木谷副町長をして、受迫ため池の所有権は慣習等により町に所有権はないというふうに回答、その後、何回要求しても受迫ため池の所有権は町にはない、町民の所有であるとして所有権の立証できるものは何ひとつ提供

されていないのでございます。

ところが、事業が始まって22年になる昨年9月の定例議会の、私の、ため池の錯誤登記したことが原因で無主地である、町の契約は無効であると町長の答弁を求めたところ、町長はこの問題については何度も言っているが、町には所有権はないと確信している。賃借契約についてもため池の真の代表者と契約していると認識しており、法的な問題は一切ないと考えていると発言があったが、所有権についての立証は一切されていない。その理由の答弁を求めます。

副議長（久保隅） 町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 南田議員の御質問にお答えいたします。

証明がされてないということでございますが、町には拳証責任はないと考えております。一般の所有権確認訴訟におきまして、所有権があると主張するものが拳証責任があるのであり、町は所有権があると主張したことはいま一度もございませんので、拳証責任はないと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 南田議員。

15番（南田） ではお伺いいたします。座ったままで失礼します。

まず、日本の国には憲法があります。その憲法第25条第1項に、財産権はこれを犯してはならないとあり、以下、いろんな説明がございしますが、まず本日の場合はこの問題について質問をしていきます。

ところが、熊野町では憲法第29条第1項にある財産権を犯して法律行為がされております。再三申し上げるように、受迫ため池のこの土地は、熊野村が錯誤登記申請したことにより、人格がない無主登記になっており、民法第239条第2項により国有地になっているものでございます。これら憲法を見ても、民法を見ても、登記簿謄本を見ても、全て現実の賃借人にはその所有権はなっていないのでございます。この行為は民法第90条で、公の秩序または善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とさ

れており、つまり社会的妥当性に欠ける法律行為や契約、法律的に無関係な今回のような契約でありますのは無効であり、つまり初めからなかったことになるのでございます。

民法第119条を参照いただけたらわかるように、この原因はどこにあるかは当事者以外に真実を知ることは困難であります、町が被害をこうむることは現実であり、町長は速やかに町民を損害から守る責任があると思われ、町長の答弁を求めます。

~~~~~

副議長（久保隅） 町長。

~~~~~

町長（三村） 何度もお答えして恐縮なんです、熊野町にも顧問弁護士がおります。その方々と今言われたようなことも全部総合的に相談いたしましたが、そういう解釈ではないと、弁護士と相談した結果、そういう確信を得ております。

例えば公序良俗違反でございますが、これは有効に成立した契約を無効にするという非常に強い条項でございます、強行規定でございますが、これは今までの裁判例を見ましても、そうむやみやたらに認められるものではなくて、社会の風俗、これに著しく反する場合に無効とされております。こういったことから考えても、このような条項を適用する場面ではないと、弁護士からも、私自身も思っております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 南田議員。

~~~~~

15番（南田） 質問する前に町長にお願いしておきます。私は質問に対しての内容については、全て法律的の条項を加え、法的な説明をしております。町長の考え及び思いを私は尋ねているのではありません。法律上のことについてお尋ねしておるのでございますので、法律的な答弁をよろしくお願いいたします。

では、続けます。1番の問題は、行政であります。受迫ため池が個人のものでないということは、昭和31年、中学校の校舎を自衛隊が来て造成したことがございますが、このときに受迫ため池を無主地で国有であった土地を、民法第95条の適用を受け、熊野町の所有に錯誤更正し、現在の校庭にした実績があり、今回の場合、町有地であると考えられる土地にプール建設を準備し、申請を県に提出されております。

ところが、昔のこのため池の水を利用していた者から権利主張があり、当時の町長が

当座をしのぐための方便としてとったものと思われるのが今の契約でございます。ところが町長は契約直後、約2週間ほどで選挙で落選し、次の町長が改選で選出されたのでございます。

新任の町長も初議会から建設に取りかかったのでございますが、途中でいろんな問題があり、一番問題として考えられることは、その二十何年間にわたって受迫ため池で所有者というものの所有権の立証できる証明書を提出していただくように約10回近く請求しておりますが、一回も所有権の立証証明はいただいております。

ところが、事業をした町長もでございますが、その事業に関係していた助役、議長等が途中で死亡し、この問題も解決できず、次の町長である者が町長選で落選されて、ここでまた町長の入れかえがあったのでございます。その町長もこのことを知ることは、新任の町長も何も申し送りを受けておりませんのでこのことを知ることはなかったのでございますが、途中でこれを知ることになり、当時の町の有志をお願いして、この土地について調査し、所有権はないと思うとして、町長もその仲立ちの人を中に入れて賃借人に対して解約してもらうように申し入れしたのでございます。

ところが、受迫の人も解約するつもりはない、もらわれるだけ地代をもらうのであるという答弁で、なかなか話がつかなかったのでございますが、この町長も途中で病死で、次の町長である現三村町長にバトンタッチをしたのでございます。

次の新町長は、前にも申しましたように、受迫ため池は町に所有権はない、町民のものであるとしてこれを支援し、現在に至っているのでございます。しかし、現実とは違います。再三発言しているように、登記は無主地で人格はなく、民法第239条2項で国有になっているのでございます。これは常識のある人であれば、何もわかっていると思うのでございます。憲法でも侵害はできない、日本国民であればため池は国有であると理解しており、今の賃借人の所有ではないことは明白であり、今の賃借人に賃借料の請求権はないと私は考えております。

これはよく考えてみれば横領になると考えられるのでございます。また、行政もこれを幫助するかのごとく、ただいま町長の発言がありましたように、今も現実に所有権を認めておられるように思います。このような町長の行為は町民に対する背任行為と考えられます。熊野町長である限り、民法第90条で全て無効であり、社会的な妥当性に欠けており、全て初めからなかったことになると日本の法律では示されているのでございます。

現在まで行われてきたことは、全て無効であります。それは無効は私が言うのではありません。民法第90条、民法第117条であったと思うのですが、これは民法を見てもらえば全て出ております。所有権のない者に賃借料を払う熊野町の行為は何であったのでありますか。

これについて、町長は所有権を請求する賃借人を告発する義務があるのではありませんか。その義務を忘れて、町民に対する背任と思われる所有権のない者への賃借料が支払われているのでございます。これは町の責任であると思うのでございます。

再度申しますが、なぜ所有権の証明が立証できないのですか。そこで手持ちがどうか知りませんが、けさ総務へ渡しましたが、この書類に登記簿謄本の写しがつけてあります。見てください。今の賃借人にどこに所有権があるか見てください。私は20年余りこのことについて所有権の提出を出してもらおうように、あなたではないです、初めからの町長。

これを契約された町長に初め申しましたように、なぜこの賃借権をとらにやいけんのか言うたら、これをとらなんだときには地主が判を押しちゃらん言うけ、地主は町じゃないことを言うたんですが、はっきり名前は言いませんが、当時の議長との関係があって、町長と議長の関係でどのような話があったのか知りませんが、この発言をするまでにようけ書いておるんですが、長くなるからと思って、私は全部ぱっと一遍に飛ばしていったんです。その契約を、賃借権を最初の町長がされたときには、議長、当時は議会事務局長だったと思います。私もおりました。そのときにちょっとどたばたしたことがあるんじゃが、その当時の現職の町長は、これができぬことは大事じゃけえ、それでは当分の間だけということで、契約は当局のほうでは進んだと私は聞いております。

その後、数年後に議会事務局長が助役になり、その助役が調査した結果、これは熊野町のものであると確信ができたので解約してもらおうという話し合いができたのでございますが、結局、解約はするが、解約金をウン千万円出せということで話は途中で消えたのでございます。そのときの助役が調べて書いた調書は、私にもらった現物はそのまま持っています。その現物をこの最後に、ここに書いております。

町長はこの受迫については私とは言葉を交わしていただけないので、中に副町長を入れて話しておるので直接は話しておりませんが、この副町長の調査した書類については、関係役場職員は私に対して出した言葉は、この証書には裏づけがない。裏づけがあろうとなかろうと、真実であればそれがまことです。その書類について裏づけを調査された

ことがありますか。見られたことがありますか。これには、ここにあるから読めばわかりますが、日付から法律条項から、皆さっと入っています。それが間違いか、間違いでないか、ただ助役がつくったもんじゃけえ間違いじゃいう、町に裏づけがないから町に原稿がないから間違いじゃという一本で片づけられておるんでございますが、町長はなぜそこまで地主を幫助する義務があるんですか。熊野町の町長であるならば、熊野町を中心に考えていただきたいのでございます。

町長の行為は、所有権のないものの契約を幫助する立場の発言です。この放送は全国放送であるので、そりゃ全国の人で何人聞きよるか知りませんが、町長の行為は私は不思議なのです。23年間、1人の町長だけは認めていただきました。話に行ってもらった人も、ここの中におられる人じゃけようわかると思うんです。結果が思うように出なかったが、次へ進むまでに本人が死亡されましたので、ここにおられる議員もおられます。

私は9月の定例会でこの問題について議会で調査してほしいと議会提案をしました。私が議案を提案しました。その結果は、町長は認めていることだから、それが正しいという意味かどうか知りませんが、町長を支持すると。今私が発言しているようなことが書いてあるんですが、その発言については一切認めないと、審議もせずに否決されました。それは正しいことであれば多数決が勝ちです。たとえ何であったとしてもです。ここまで問題を大きくする必要はないと思ったのです。熊野町のうちで調査し、それは議会か議員か町長か知りませんが、町議会というものをつくり上げて関係者を含めてです、専門委員会をつくって調査し、その結果をもって町内で物事を納めるべく私は話を進めてきたのでございますが、何分にも話にならず。

私も前申しましたように、既に90でございます。このようなところでしゃべるだけの力はありません。しかし、この問題が一回だけで終わる契約でしたら一切文句は言いません。どこまで皆さんは、職員はどこまで皆さん御存じか知りませんが、ため池問題やこれだけじゃないですか。私は何遍も差し水をして、当局のほうからは一つも話がありませんが、バスケットゴールについても、同じ人間から同じ賃借がしてあるではありませんか。一切表には公表されていませんが、日付は確実に覚えています。昭和40年に同じ人から同じ土地が、同じ方法で賃借して、既に四十何年賃借料が支払われてあります。

同じことになりますが、私が言いたいことは、一回だけのことならこらえられるんで

すが、賃借料ということは、今既に45年払っているんです。このままじゃったら、今から何十年先まで学校がある間は、校庭だから必要であるので賃借料が必要になってくると思うのでございます。問題はここでございます。町民にどれだけ迷惑がかかると思われるんですか。

議員の人の中にも2名ほどは私を応援していただいた人もありますが、まず多数決をもって少数を制しておると思うのでございます。出るところにはいつでも出ます。間違いじゃったら私を告発してください、町長。私は憲法を信じ、民法を信じ、その法律に基づいて行ってもらうように、何十回ここで発言しているかわかりませんが、去年の9月、議会からの否決を受けたので、私はこのままにしておくことは熊野町の損であり、何もわからない町民を愚弄しているものと私は思うのでございます、町の行為は。

まだ時間はございますが、いつまで言っても同じことでございますので、私のお願いは、町内であったことはたとえ法律上の違法があったものを認めいうんじゃないですが、議会で町長の提案で議会で決議すれば、ある程度認められるものと私は理解しておるのでございます。しかし、このままで行かれるのでありましたら、完全に。私は法律家ではありません。町長は日本の大学を、法科を出られた人であるんだから、私は小学校もろくろく出ないようなもんで、考えは大きく違うかわかりませんが、私は町民のことを思い、今から何十年先の町のことを考えるからこそ、私は言いたくはありません。90にもなって皆さんの前でこれだけのことを言いたくはありませんが、どうか問題を大きくするまでに議会内で協議会を成立、協議会をつくって、利害関係人も、委員に入ってもらっても結構です。町へ損害をかけるようなことは一切してもらいたくないのでございます。

最後に一口言っておきます。しかし、所有権は絶対にありません。私も60年間司法書士として所有権についてはいろいろ研究しています。昭和31年に熊野町が、この土地が町の所有になるということも、私は町から司法書士として、業者として事件を請合って、町のものになるということがわかって、嘱託登記をもって熊野町に切りかえたのも私です。どうか個人のことを考えず、自分のことを考えず、熊野町のためにもう一度思い直して、一から調査し、悪いところは直し、熊野から罪人の出ないような方向をとりたいのが私でございます。

しかし、このまま放置しておかれては、私も責任上、とるべき道に進まねばならないと思いますので、町長へ対する一般質問はこれをもって私は言わないとは言いませんが、

できる限りしないように考え、町民の皆さん、議会の皆様、職員の皆様も交えて、どの方法が一番いい方法か、その方法に進むよう指導していただきたいのでございます。

以上をもちまして、私の答弁は終わりますが、町長の意思のほどを少しでも聞かせてください。

~~~~~

副議長（久保隅） 町長。

~~~~~

町長（三村） 御質問、お伺いいたしました。はっきり言いますと、もう当初の主張は変えません。所有権は熊野町にはございません。受迫という人格であるものと確信しております。

以上です。

~~~~~

15番（南田） 今までどおりにやっていかれるわけですか。直す気持ちはないわけですか。

~~~~~

副議長（久保隅） 南田議員。

~~~~~

15番（南田） 今までどおりにやって、直される気持ちはないわけですか。

~~~~~

副議長（久保隅） 町長。

~~~~~

町長（三村） そうです。基本的な方針は変えません。

~~~~~

15番（南田） わかりました。終わります。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で、南田議員の質問を終わります。

続いて、7番、藤本議員の発言を許します。

藤本議員。

~~~~~

7番（藤本） 失礼いたします。7番、藤本でございます。

本日は2点について質問を行います。

まず1点目ですが、市民協働の促進というふうなことで通告しておりますが、地域にあるミニデイやサロンの位置づけをどのように考えるのか。これらの組織の存在を周知するのに、町広報などで頻繁に伝えることはできないか。関連として、全国的にも市民協働と言われて久しく、熊野町でも徐々にではあるが、ミニデイやサロンなど各種団体ができ上がってきてます。今後はこれらの団体、組織が効率よく、また成果の上がるような活動ができるように、町として取り組むべきと考えます。今後の展開、計画を聞きたいと思います。

続きまして、2問目ですが、市街化調整区域の見直しということで、平成16年3月に都市計画マスタープランが発表され、マスタープランの中では都市整備、都市環境整備をうたっていますが、この計画を策定以後、特に出来庭地区は大きく町が変化しました。また、現在は道路も整備され、熊野町の新たな中心市街地ともいえるにぎわいでございます。

しかし、出来庭地区には下水道が未整備の箇所がたくさんまだ残っております。そろそろ都市計画の見直しが必要な時期と思いますが、町としてどのように考えられますか。将来的な展望をお答えいただきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員の二つの御質問のうち、1番目の市民協働の促進についての御質問は私から、2番目の市街化調整区域の見直しについての御質問は建設部長から答弁をさせます。

私は町長就任以来、地域課題の解決には住民と行政とのパートナーシップのもと、協働で解決していく、いわゆる協働のまちづくりを重要視し、取り組んでまいりました。熊野町は周辺の市町に比べ、自治会組織はしっかりと機能しており、コミュニティ活動やボランティア活動も活発に行われておると認識しております。各地で行われておりますミニデイホーム、サロンにおいても、地域のボランティアの皆さんに御協力いただく市民協働の運営で行われております。

詳細につきましては、民生部次長から答弁させます。

以上でございます。

副議長（久保隅） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 藤本議員の地域のミニデイホームやサロンについて、詳細をお答えいたします。

ミニデイホームは高齢化の進行に伴い増加する65歳以上のひとり暮らし高齢者の孤立防止及び介護予防事業と位置づけて、地域の老人集会所やコミュニティセンターで実施してきました。平成8年度当時、ひとり暮らし高齢者の多かった貴船地区で、最初のミニデイホームを立ち上げて以来、平成23年度末現在まで、町内12の自治会で13カ所開設しております。運営は熊野町社会福祉協議会が実施をしており、地域の民生委員、福祉委員、老人クラブ、女性会などで組織する地区社協と、町社会福祉協議会が協力し合って運営しております。

ひとり暮らし高齢者の増加にあわせ、夫婦とも65歳以上の高齢者世帯の増加、また地域内における近所づき合いやつながりが希薄になるなど、より小地域での支え合いときずなづくりの場が求められるようになってきたことから、現在は子供から高齢者までの多世代が集い、楽しみながら支え合うことのできるサロンと位置づけて実施をしており、今年度新たに5カ所が開設をされ、現在18カ所のサロンとなっております。

サロンの広報につきましては、町社会福祉協議会が発行する広報紙「社協だより」で定期的に行うとともに、ホームページにも常時掲載をしております。また、各地区の広報紙や地区社協の皆さんが口コミで地域住民に広げるなど、参加を呼びかけております。

市民協働の取り組みについてですが、サロン事業は平成8年度の事業開始当初から、まさに住民との協働で進めております。今後も町社会福祉協議会と連携をし、誰もが気軽に参加できるサロンを、地域住民が主体となって運営されるよう支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 上馬場建設部長。

建設部長（上馬場） 藤本議員の市街化調整区域の見直しについての御質問にお答えを

いたします。

議員御指摘のとおり、出来庭地区、とりわけ槇ヶ迫交差点付近の主要地方道矢野安浦線の南側周辺は、大規模小売店の参入や町道出来庭川角中央線の新設、また町道昭和線付近における矢野安浦線バイパスの建設に伴う道路改良が行われるなど、その状況は大きく変化しております。

現在、この周辺地域は市街化調整区域となっておりますが、熊野町都市計画マスタープランでは、道路整備に対応した市街化対策の検討地区として位置づけられており、今後矢野安浦線バイパスの整備状況にあわせ、沿線空間の新たなまちづくりを見据え、市街化区域への編入を検討する必要があるものと考えております。

この市街化区域への編入は、広島県が決定する広島圏都市計画区域の区域区分の変更となることから、県の区域区分の見直し時期にあわせて、県とも十分協議し、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 藤本議員。

7番（藤本） それでは、1問目の市民協働についてもう少し聞かせていただきます。

この質問をするに当たり、皇帝ハイツにありますきずなというサロンができて、そしてそのサロンの周知をするのに、呉地ではないですけど、皇帝ハイツの中で回覧板を回してもらえないだろうかというところから話が出ました。自治会といいますか、皇帝ハイツにいる担当者の方をお願いに行ったら、これは自治会のものでないから回覧は回せないというふうに言われまして、確かに町と自治会とはまた違うわけですから、そのことはそうなのかなと思いましたが、実際にそういうふうな形で自治会のものではないというふうにはねられて、果たしてどうなのかと。自治会にしたって、熊野町にしたって、やはり元気なお年寄り、元気な方、そういう方を、とりあえず集まっていたいて、そして何かをして、安否を確認したりとか、そういうことが目標じゃないのかなと思うわけですが。

町民活動団体と行政が協働するためには、お互いの特性と立場を理解し、情報を共有し、協力する関係が必要と考えるところかというのも文献で読んだような気がするわけですが、全くそれとは別のような形でサロンなり、ミニデイなりを捉えられているような気

がするんですが、それではせっかく一生懸命やられてる主催者と申しますか、方々はもう一つ情けないなというふうを感じるわけですよ。

それであれば、熊野町の町広報に、来月はどこどこ地区はこんなことをやりますとかいうのを、少しだけでも載せてあげればいいのかなと、そういうことで今回の質問の中ではどういう立場なのかということを知り始めているわけなんですよ。

そうした部分に関して、町として社協があるから、社協がちゃんと地区社協に言って、地区社協がちゃんとやってるだろうなというふうな見方をされてるのかなと。どうも現場というか、実際とはまた違うような気がするんですね。せっかく今言われたように、18地区ですかね、18のサロンなりミニデイがあるといいながらも、本当に周知ができてきているのか、その部分をお答えいただきたいなと思います。

~~~~~  
副議長（久保隅） 光本民生部次長。

~~~~~  
民生部次長（光本） 今の議員御指摘の広報面、特に自治会との連携をした広報活動ということだろうと思います。

最初申し上げましたように、サロンは今、今年5カ所新たに立ち上げられて18カ所になりました。順次立ち上げの段階から社会福祉協議会のほうが、地区社協と呼んでおりますが、地域内の自治会長さん、それと民生委員、福祉委員、女性会さん、老人クラブ等の皆さんといろいろ立ち上げの段階から話し合いをされます。当然、地区内でも参加したいというニーズがあるのはもちろんなんですけど、開設に当たりましては、できるだけ多くの参加をということで口コミも含めて行われております。

当然、社会福祉協議会のほうで発行しております広報紙「社協だより」については、隔月で発行しておりますが、これは毎回ほとんどサロンで行われる行事等は掲載をしております。

今回5カ所の新たな開設も含め、特にそれに向けた新たな広報は行っておりませんが、そのような状況から、町の広報紙に載せるという形ではなく、社会福祉協議会の広報のほうで周知をしていただくというようには、町のほうと連携しながら認識をしております。

なお、ちょっと個別の自治会の広報の掲載する、しないという状況につきましては、申しわけないんですが、ちょっと状況等を把握しておりません。といいながらも、地区

社協については自治会長さんを含めた方々を中心に組織をされておりますので、そういったところは連携をとってしていただきたいというように考えております。

以上です。

副議長（久保隅） 藤本議員。

7番（藤本） これ熊野社協だよりですよ。2カ月に1回ですよ。これの中に次の行事が載ってますか、各地区の。載ってないから僕は質問をしてるような気がするんですけど。

それから、これは2カ月に1回ですから、2カ月先のものを載せる、3カ月先のものを載せるのは大変でありますよ、計画するほうも。であれば、例えば町広報の一部に載せるとか、もしくはこれを予算をつけて毎月出せるよう、編集する人が大変かなとも思うんですけど、これを毎月載せて、例えば裏に18地区、何月何日とか、毎月何曜日とか、次はこれをやりますとかいうのを載せてあげてもいいんじゃないですか。

今これが2カ月に1回だからできない。これ結果だけですよ、載ってるのは、たしか。大きなことは載ってますけど、でもそのサロン、サロンでのことは載ってないんですよ、これ。見てるでしょう、これ。別に先ほどの答弁の揚げ足をとるわけでも何でもないんですけど、載ってないですよ、翌月のものは、これ。大きなものに関しては、ボランティアセンター伝言板とか、かなり大きなものに関しては載ってますけど、載ってないんですよ。

であれば、これを例えば毎月というのはほんと編集をされる方は大変かと思うんですけど、毎月出されて、この裏のページだけでも、そういう翌月は呉地のきずなはこういうことをやりますとかいうのを載せてあげる。そうすることによって参加者はふえるんじゃないんでしょうかね。

要は、このことは将来の高齢化、もっともっと高齢化が進む中で、出せない財源の中で我々町民ができることは町民で元気にやっ払いこうと、そういうことが、町民ができることは町民でやってもらいたいということ、ここが主眼でしょう。だったらその手助けをまずはやってあげる。そして、それが順調に回りだしたら、さらにまた新しいものができ、町としては町民ができることは町民で頑張ってもらってください、町は町でやらねばいけんことをやりますという形になるんでしょう。それが全体的というか、目標

じゃないんですか。目標はどうなんですか、じゃあ、この町民協働ということに関しての目標。これはどういうところまで目標を考えられて計画されているか。ここらをちょっと聞かせてください。

副議長（久保隅） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） まず広報についてなんですが、確かに議員言われるように、ミニデイやサロンをテーマにした、サロンをテーマにした広報記事というものではなくて、広く地元地区社協さんのほうに運営のほうをお願いしておりますので、地区社協が取り組むミニデイ、サロン、そのほかの多世代の交流事業であるとか、いろんな地区社協の行事を中心に載せていく中で、サロンもその中に入れ込むという広報が主体となっております。したがって、ちょっと具体的にサロンについてこうですと、ここでいつ、何曜日に行っておりますというような具体的なところは乏しかったように思います。

広報につきましては、町広報に載せるのか、今言いましたようなよくわかりやすい内容で地域の方にサロンの周知をするということを社協だよりに載せるのかというのは、町の社協とよくよく話し合っ、できるだけわかりやすい周知、広報に努めるようにいたします。

以上です。

副議長（久保隅） 藤本議員。

7番（藤本） 第5次総合基本計画の中にも記述があったように思いますが、その中の一文を読ませていただきますと、今日、人口減少社会の到来や、あらゆる分野でのグローバル化など、社会情勢は大きく変化し、まちづくりにおいてもさまざまな変化が求められていきます。また国、地方を通じた厳しい財政環境のもと、これまで以上に住民と行政との協働が必要になってきますというふうな形で第5次の基本計画を策定された後、ホームページの中にもこのままだが載っていますが、要は住民と行政との協働は今後ますます重要になってくるのは明らかなものなんです。であれば、やはり先ほどから申しますように、この社協だよりにしたって2カ月に1回を1カ月に一度にして、そしてどんどんどんどん情報を発信して、我々も熊野町の中で、我々町民が動いてみんなを元気づ

けるんだという形に持っていくように考えているのがこれかなというふうに思います。

ましてやこの人口を第5次の中では2万5,000人を維持、もしくはふやすと、子育てのための支援をすとか、いろんなことを考えられてる。じゃあ熊野町に行ったら何があるのかと。よその町に比べてこういうサロンであるとか、そういうものが充実している。若い人が入ってきて、若い人が税金をたくさん持ってきてくれてというのもありますけど、そうでない方にも来ていただいて、人口2万5,000人を目指す。そのためのものも必要なのかなとこのように思うわけですが、どうでしょうか、そこは。

副議長（久保隅） 町長。

町長（三村） 藤本議員のおっしゃるとおりでございます、このミニデイをふやす方策もやはり介護予防の観点、そして住民協働、こういったものを総合的に推進していく一つ的手段でございますので、今おっしゃられた趣旨、いろんな面で実行していきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 藤本議員。

7番（藤本） 心も体もということで、ぜひともお願いしたいと思います。

続きますは、市街化調整区域の見直しについてということではありますが、これは市街化調整区域の見直しといいますか、私が議員になりましてもうかなり質問しているかと思ひますし、日ごろから建設部に行って、この下水の問題に関してはいろいろとお話をしております。させていただきました。そして、いろいろと教えていただきました。熊野町だけで簡単に都市計画の変更ができるものでないということも十分わかっておりますが、しかしやはりこのことはずっとお話ししていかなば、置いていかれるような気がします。

こうして今回関係ありませんけど、熊野町のおでかけ号、これが私になって8年ですか、もう9年目に入りますけど、この中で当初はやはり広電との関連があるから難しいということで、ずっとだめである、だめであるということでありましたが、私以外のほかの議員の方からもそういうお話が出て、長年かかりましたけど、去年実証実験という

ことで町長の御決断でやっていただいて、そしてそれがまた今度の4月から無事に稼働し出すと。これは僕が入る以前からも言われてたことかも知れませんが、ひょっとしたら10年以上かかってたことかも知れませんが、そういう町内でのおでかけ号ができたということを考えますと、この市街化調整区域の見直し、下水道の見直し、これは毎年でも言わにゃいけないのかなと。ライフサイクルになるんじゃないかなというふうに思います。

実際に、本当に出来庭のスーパーとか、いろんなを見ていただいて、あの地区が下水がないところがあるというのはどうなのかなと。そして、聞いたところによりますと、都市計画だけじゃなしで、都市交通の計画のほうですか、その歯どめであそこらになってなかったというふうに聞いたような気がするんですけど、都市交通というんですかね、この都市交通に関しましての計画、これも含めての見直しということでこの間いただいたんですが、どうだったんですかね。24年にマスタープランの見直しという形で出されてるんですかね。そこはどうなんですか。

~~~~~  
副議長（久保隅） 上馬場建設部長。

~~~~~  
建設部長（上馬場） この地域の都市化といいますか、都市計画につきましては、以前は区画整理で市街化の整備を行っていくと、県道バイパスにしましても、その計画の中に含まれております。それが区画整理を断念せざるを得ないという状況がございまして、この地区が再び調整区域、区画整理という中で特定保留区域ということで、その位置づけをされておりましたが、先ほど申し上げました区画整理ができない、断念せざるを得ないという状況がございまして、再び市街化調整区域にした経緯がございまして。

次の見直し時期でございますが、都市計画法第6条でおおむね5年ごとに都市計画に関する基礎調査を行うということがございます。それで、昨年、24年5月にそういった見直し作業を行っておりますので、次の見直しというのは平成29年になるということでございます。その間の基礎調査ということは、市街化が見込まれる具体的な計画、または市街化の促進がされている区域について見直しを行うと。

先ほども御答弁させていただきましたが、県の都市計画審議会という、大きな広島圏域という、これはもう広い広島県の中では広島圏域と福山圏域の二つしか都市計画圏域はございません。そういった広島圏域という大きな中で都市計画について審議がなされ

てまいりますので、そういった実際に市街化になっているとか、大きな開発の計画があるとか、そういった状況が見直しには必要とされております。

この地区につきましては幸い、先ほど申し上げましたように県道矢野安浦線バイパスの工事も進捗しておりますし、町道の出来庭川角中央線というものもほぼ完成という状況でございますので、そういった沿線空間の利用ということで町も十分認識しておりますので、最速の方法で県のほうとも十分協議して、一番早い方法で見直しを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 藤本議員。

7番（藤本） ありがとうございます。何でこれを言うかという、やっぱり第5次総合基本計画、これでいう2万5,000人とかいう目標があるんであれば、私は皇帝ハイツに住んでますけど、あの急斜面の土地へ住んで、おでかけ号で助かるかなという形なんですけど、結局、これから先、年をとってきて急勾配な団地にわざわざ越してくる人はいないんですね。将来のことを考えて、しかも最近古い団地ではどうである、こうであると中国新聞にもたくさん載ってます。

そんなことを考えますと、やはり平らなところに四角い土地が用意されて、そうしたことによって熊野町って過ごしやすいなということが、結局は第5次総合基本計画にのってる2万5,000人を維持できる土台になるんじゃないかなと思うわけで、やはり今までのように皇帝ハイツの山奥であるとか、どっちであるとかいう形で、山へ山への開発はもうできない、しても恐らく人が来ない。であれば、平らな土地が熊野町はまだたくさんあるわけですから、そういう規制を、都計審とかいろいろあるらしいんですけど、そういう規制にいち早く熊野町はこうであるからこういうふうに変ってきてるんだという、部長がさっきおっしゃったとおりさらに進めて、広島県から、じゃあ熊野町を重点地区にして、早目にそういう計画の見直しをしてやろうじゃないかというふうになってくれれば、今の出来庭地区も変わるし、またそれ以外のところも変わってくるかなと思うわけです。

実際に、私の友人、知人が、ここは下水道がないんだぜという話をしましたら、うそじゃろうと、何でと。こんなスーパーがあって、飲食店があって、こんなのがあって、

何でそうなのって。当時はそういう道路の計画があったり、いろんなことがあったから
そういうことで保留にしてたけど、なぜ変わらないのかと。もちろん役場の人間でもな
いわけですから、そんなことはわからないんで、ただ単にそれを見て不思議であると。
こんなところがそういう住宅街になったらたくさんの人が住むだろうなというふうに思い
ますし。

そして、私の知っている人でも皇帝ハイツから広島市内のマンションに移ったとか、
交通が不便であるからとか、坂道がきつからであるとか、呉に移ったとかいうのを聞
きますけど、もしかして例えば熊野町の中にそういう皇帝ハイツから平らなところへ降
りられただけのことかもわかりませんが、それでも住宅を外に求めるよりも町内に求
めてもらったほうが人口は、もちろん入る人もふやさないけんけど、出ていく人も少な
くするのが当たり前のことですから、出ていく人を出さないほうがみやすいかなとも思
うわけです。

そこはそういうふうに考えていただいて、何度も町長、町長言うて悪いんですが、い
ずれにしても町長も先ほど施政方針で言われましたように、2期目で、きっと過去の4
年間と違って、これからの4年間は本当に厳しい目で町民から見られると思います。だ
けど、この4年間はやはりスピーディな対応をやられてきたということで、結構な皆さ
ん方からの評価がありますので、この評価が崩されることのないようにやっていただき
たいなど。

町長、何か思いがございましたら、おっしゃってください。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長。

~~~~~

町長（三村） 藤本議員の今の御質問でございます。私も以前から出来庭地区、ここに
なぜ下水が引けないか、町長になった段階でも思っておりました。

県全体の見直しがちょっと終わったものですから、次の改定に向けて前向きに検討し
ていきたいと考えてます。将来的にはあの地区はやはり熊野町に残された、中心部に残
された唯一の平面でございます。そういった意味で前向きに検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 藤本議員。

7番（藤本） 第1問目、第2問目とも最後に町長が締めていただけたので、満足して、きょうはこの質問で終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

副議長（久保隅） 以上で、藤本議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時30分からです。

（休憩 11時15分）

（再開 11時29分）

副議長（久保隅） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番、沖田議員の発言を許します。

沖田議員。

1番（沖田） 1番、沖田です。私からは2点質問させていただきます。

1点目に、防災についてですが、1月31日、災害福祉広域支援ネットワークサウンダーボード宮城支部の野田毅さんをコーディネーターに招き、災害時に高齢者や障害者を受け入れる福祉避難所の指定を受けた町内の施設と町職員による初の合同訓練が行われましたが、次の点について質問いたします。

町内の高齢者や障害者、また町民に対する福祉避難所の場所の周知は徹底されているのでしょうか。また、周知するためにどのような工夫をされていますか。一般避難所から福祉避難所への要援護者の引き渡しはどのようにして行われるのでしょうか。

2点目に心の教育についてですが、いじめや体罰などにより、子供たちが自分で自分の命を絶つという痛ましい事件が後を絶たない現代において、子供たちの心の健康づくりを養うために、中学生に誕生学の授業を行うお考えはないのでしょうか。

誕生学とは、自分がどのように母親のおなかの中で成長し、どのような力を使って生まれてきたのかを学習するものであります。あわせて親や家族の気持ちなども伝え、命のとうとさを考える新しい教育プログラムです。助産師や認定資格を取得した一般の保護者などをつくる公益社団法人誕生学協会によると、現在約300人の誕生学アドバイザーが全国の学校などに出向き講義をされています。熊野町の子供たちのためにも取り

入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

副議長（久保隅） 三村町長。

町長（三村） 沖田議員の二つの御質問のうち、1番目の防災についての御質問は私から、2番目の心の教育についての御質問は教育長からお答えいたします。

熊野町では、災害時に、一般の避難所において避難生活が困難な高齢者や障害のある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方の避難所として、昨年8月に4カ所の施設を福祉避難所として指定し、町広報やホームページにより周知を行っております。

福祉避難所は必要に応じて開設される二次的な避難所であり、一般の指定避難所に避難している要援護者の状況から判断し開設いたします。

詳細につきましては民生部長から答弁させます。

以上でございます。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 沖田議員の御質問、防災につきまして詳細をお答えします。

まず、福祉避難所の周知についてですが、現在、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者を対象に、職員が自宅に訪問し、災害時要援護者避難支援制度の登録を行っております。その際に、避難する最寄りの指定避難所の説明をしておりますが、あわせて福祉避難所についての説明を行いたいと考えております。

また、一般避難所から福祉避難所への避難の流れにつきましては、まず一般の避難所において、避難所の運営スタッフである保健師などが、避難者の身体や介護の状況などから福祉避難所の対象者を抽出し、福祉避難所の開設が決定されます。

福祉避難所への移送は原則家族や支援者などにより行うこととしておりますが、状況に応じて町や熊野町社会福祉協議会の福祉車両を使用し、要援護者の方に配慮した移送を行ってまいります。

今回の訓練で一番の課題は、福祉避難所の対象者の抽出でした。災害の規模にもよりますが、多くの住民が避難している一般の避難所で、限られたスタッフにより迅速に的

確に対象者を抽出する必要があります。今後、抽出方法を具体化するなど、福祉避難所設置運営マニュアルを修正し、要援護者が安心できる防災対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） 沖田議員の心の教育についての御質問にお答えいたします。

町内の小・中学校におきましても、子供同士のトラブルやいじめ問題が起こったり、長期欠席や保健室登校が増加したりするなどの課題が見られます。このことの原因として、児童・生徒が自分や相手の心や命を大切にできていないということが考えられます。

このような課題に対しては、早期発見、早期対応とともに、未然防止のための取り組みが大切であり、沖田議員のお話では、埼玉県八潮市が自治体として全国で初めて命の大切さを教える誕生学を導入して取り組んでいることをお聞きいたしました。熊野町でも各校で全ての子供に対して、生命尊重及び命や人格を尊重する心の教育を、学習指導要領に基づいて全教育活動を通じて熱心に取り組んでいるところでございます。

例えば、次のような学習でございます。まず、保健の授業です。小学校中学年の授業で、思春期の体の変化や心の健康について、中学校1年生の授業では、生殖機能の成熟や異性への尊重、性情報への対処などについて、中学校3年生の授業では、性感染症の予防についてなど、性に関する正しい知識及び適切な態度や行動の選択等について理解させております。

次に、道徳の授業では、小・中学校の全学年で、生命のつながり、生きることのすばらしさ等について、教材を活用して自分の生き方を考えさせる授業を行っております。

また、中学校の技術・家庭科の保育実習の授業では、家庭の役割について理解させるために、保育所や幼稚園に自分が作成したおもちゃを持って訪問し、幼児と一緒に遊んだり、乳幼児をだっこしたりするなどの乳幼児と触れ合う体験をさせております。

また、小学校4年生の2分の1成人式では、児童に、自分の成長を振り返り、これまで育ててくださった家族へ感謝し、将来の夢を語り、御参加の保護者に聞いていただくということを行わせております。

これら生命尊重及び命や人格を尊重する心の教育については、今後も学校教育活動全

体を通じて継続して指導してまいります。

以上でございます。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） これは宮城支部の野田毅さんからも指摘があったと思うんですけども、一般避難所から福祉避難所への要援護者の引き渡しについては、移動ロスが心配されるので、災害時には指定施設にはすぐに開所していただくほうがよいと思いますがいかがでしょうかとありましたが、その点についてはいかがですか。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 福祉避難所を災害と同時に開催したらどうかということの質問、確かに当時もありました。町で考えておりますのは、確かに移動するという点については、その方の負担というところもあるかとは思いますが、まず福祉避難所そのものが現時点で最大で100人程度でございます。100人余りです。避難所の数も4カ所に分かれております。どこにどういう人を配置、避難させたらいいのかというところが、災害の規模にもよりますが、まずは一次避難所で受け入れて、本当に必要な方を優先的に、二次避難所、福祉避難所のほうに移っていただきたいということを念頭にしております。

以上です。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） それでは、健常者の方が近いからということで一般避難所ではなく福祉避難所に来られた場合は、どのように対応されるのですか。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） まず一次避難所に来ていただきたいということは周知徹底をしてい

かなきゃいけないと思います。福祉避難所については、現在町民会館、老人福祉センター、町地域健康センター、そこは一次避難所に隣接しております。そういうことから、そちらのほうへ二次避難所をあげないで、一次避難所のほうへ行っていただくということを考えております。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） 福祉避難所の場所の周知についてなんですけれども、今部長がおっしゃいましたように、町民会館1階部分の老人福祉センターが福祉避難所に指定されておりますが、平時から町民の皆様にご認識していただくためにも、1階部分に、災害時にはこちらは福祉避難所となりますといったようなプレートを設置するといったお考えはありませんでしょうか。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 一次避難所についても周知という形ではホームページであったりとか、防災マップ等でお知らせをして、施設そのものへの掲示はしておりません。ただ、やはりどういうふうな形で周知するかというところについて、施設へ設置すべきなのかどうなのかということについては、ちょっと検討してみたいと思います。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） ホームページなどは若い方は見られると思いますが、高齢者の方はほとんど見られないと思いますので、ふだんから町行事の多い町民会館部分においては、そのような設置をすることが望ましいのではないかと思いますので、御検討をお願いいたします。

また、近いからという理由で地元自治会の集会所に集まってきた避難者に対してはどのように対応されますか。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 確かにコミュニティセンターであるとか、老人集会所、地域の集会所に避難者が集まるといふことも考えられます。ただ、職員としましては、今の指定避難所での対応で手いっぱいというふうにも考えております。先ほど協働の話もありましたが、やはり地域の中でどうしていくのか、地域防災、自主防災組織等も含めて、そういった対応について考えてまいりたいと思っております。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） 指定施設に関しては、平時から地元自治会とコミュニケーションをとるべきだというアドバイスがありましたが、その点についてはいかがですか。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 避難所については、それぞれの自治会のほうにも広報しておりますし、自治会長さんのほうにも、そういうどこか近いところを指定避難所にされているかということは認識されているというふうに考えております。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） 今回、福祉避難所の開設訓練が行われたということは町としては一歩前進であり、問題点や改善点について考えることができた大変有意義なことであると思いますが、今後は協力機関である自治会連合会や民生委員児童委員連絡協議会、社会福祉協議会とともに、一般避難所の訓練も実施していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

副議長（久保隅） 内田総務部長。

総務部長（内田） 沖田議員がおっしゃられるように、避難所への誘導という形の中は、いざ災害が起きたときに重要な問題であり、またふだんから訓練が必要だと考えており

ます。そういった形の観点の中で、昨年、総合的な防災訓練を行ってきましたが、今後は地域の中の分散したような形の防災訓練も行ってまいりたいと考えておりますので、そういった形の中で場所の問題、また避難の方法等について、ともに住民の方と一緒にふだんからの練習をしてまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（久保隅） 沖田議員。

1番（沖田） 災害コーディネーターの方からも、平常時にできることしか災害時にはできないので、ふだんからの訓練が大切であるとのアドバイスをいただきましたので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、心の教育についてですが、先ほど教育長のほうからお話もありましたが、埼玉県八潮市では、市立中学校3年生を対象に、全国初の取り組みが行われております。

簡単に紹介させていただきますが、授業の中では、命が始まったときの大きさが、紙に細い針を指した程度の大きさであることや、赤ちゃんがおなかの中で羊水をきれいに保つための工夫を自分自身でしていることなど、ほかにもなかなか子供に恵まれなかった夫婦が念願の出産を迎えるドキュメンタリー映画の鑑賞など、生まれたばかりの赤ちゃんを抱いて泣く母親のシーンを見た生徒たちに講師が語りかけております。授業の後半では、命を授かる責任の重さについて真剣に考えるよう生徒たちに呼びかけ、たばこや薬物の使用が自分の体に影響を及ぼす可能性があることを示唆し、また大人の体に変化していく第二次性徴は、将来、自分の家族を持つための準備時期であることも説明し、男女で特徴が異なるからこそ人として尊重し合うことが必要であると訴えます。

授業の最後には、生後間もない赤ちゃんとお母さんが登場し、生徒たちに赤ちゃんをだっこさせてあげるのです。やがて大人になっていく生徒の皆さんに、自分の体を大切にしてほしいとお母さんが語りかけ、終了後、生徒たちからは、実際に抱いてみて命の重みが伝わってくるようだったとか、心を動かされ思わず涙が出たと感想があり、今まで命について真剣に考えた経験がなかったため、とても有意義な授業だったと充実感を漂わせている生徒もいたとのことでした。

熊野町におきましては、先ほど教育長もおっしゃいましたように、保育所のほうに向いて赤ちゃんをだっこさせていただいたりしているということで、とてもすばらしい

ことだと思いますが、この誕生学の授業では、通常の性について、通常の保健の授業では得ることができない視点を持つことができるため、自分自身の体の変化にとまどいながら、心とのバランスがとれずに不安定になっている思春期の子供たちに授業をすることが重要であると考えますので、御検討いただきたいと思えます。

また、生きる力については、ゲド戦記の翻訳家で著名な児童文学者の清水真砂子さんは、本を読むことが生きる力につながると訴えられています。生きることへの肯定感は、子供に限らず誰もが最終的に求めているものであるとし、その上で心を耕す読書が必要だと言われております。熊野町ではうちどく事業に取り組んでいますが、読書の高揚については今まで以上に深く掘り下げ、広く周知していく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

~~~~~

副議長（久保隅） 柴原生涯学習課長。

~~~~~

生涯学習課長（柴原） 沖田議員がおっしゃってくださったように、うちどくについて、平成24年度から取り組んでまいっております。数字的な集計もいろいろ出ております。それは前回の一般質問でも答弁申し上げたところです。来年の4月には1年目を迎えます。おのこの学校において、また園においても、過去1年間を振り返っていただくということを思っております。

また、先週ですけれども、教育長と一緒に全ての幼稚園、保育園のほうもお訪ねをいたしまして、保育園、幼稚園においても取り組んでいただくようお願いをしてきたところです。どの保育園、どの幼稚園、そしてまた各学校におかれまして、今おっしゃってられるような読書の効果、そしてまた今取り組んでおりますうちどくについては、特に親子の間で話をするということの効果について、少しずつお話をいただいております。

アンケートを各学校にいたしましたところが、今までいろいろな楽しいエンターテイメント系の話題が中心であったけれども、読書もエンターテイメントではございますけれども、読書について、生き方とか、主人公の中の話とか、そういう深まったところでの話もできるようになって、そういう機会があってうれしいというふうな声もいただいております。まだまだそういうのはほんの一部とは思いますが、これができるだけ多くの、できれば全ての御家庭でそういう経験があるような、そういう取り組みにし

てまいりたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 林教育長。

~~~~~

教育長（林） 先ほど沖田議員のほうから、心のところでちょっと私のほうから1点ほど申し上げたいのが、私の経験から、今の中学3年生でそういったことをなさっているということですが、私の経験から、結論的に言いますと、子供は自分は親や家族やあるいは地域の人に愛されているというように感じた子供は、命や、あるいは体というものを非常に大切にしている傾向があります。しかしながら、言葉として自分はどうせ要らん人間だからという子供もおるんですが、そういった子供に対してはなかなか難しいことがわかっております。

したがって、我々教育委員会といたしましては、学校でできること、そして家庭がやるべきことをよく考えながら、学校でやるべきことは学校できちんとやりながら、また親御さん、保護者に対して啓発していくべきことはきちっと指導してまいりたいというふうに考えております。

その例として、例えばしつけという言葉で一般的に言われる言葉もありますし、性教育、そこらも境をきっちり整理しながらいきたいと考えております。

以上です。

~~~~~

副議長（久保隅） 沖田議員。

~~~~~

1番（沖田） 俳優の宇梶剛士さんは、荒れた生活を繰り返していたころ、鑑別所の中でチャップリンの自叙伝を読んで自分の生き方を恥じ、不幸な生い立ちであっても困難を乗り越え、立派な大人になっているチャップリンを目標に俳優になることを決意されたそうです。児童文学者の清水さんは、つらいことや迷いに直面したとき、よい本と出合えば大きな助けになり、いじめや自殺の問題への処方せんとして読書を上げる大人が余りにも少ないことを指摘されております。人を救うのは愛だけではないことを多くの方に気づいてほしいとも言われています。うちどく事業のさらなる発展のためにも、今後とも広く読書の高揚を、教職員、保護者、地域の皆様に啓発、周知していただきたい

と思います。

以上で私の質問を終わります。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で、沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は1時30分から、よろしくをお願いします。

（休憩 11時54分）

（再開 13時28分）

~~~~~

副議長（久保隅） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、9番、山吹議員の発言を許します。

山吹議員。

~~~~~

9番（山吹） 9番、山吹でございます。私は2点質問させていただきます。答弁よろしくをお願いいたします。

1点目の道垣内交差点改良工事にかかわる町道の改良工事について。現在、道垣内交差点改良工事において、土路川のボックスカルバート設置工事と道垣内交差点から馬橋間の一部工事が行われております。その間は、朝夕の通勤時には多くの車が通行しており、特に朝は通勤と第一小学校児童の通学とが重なり危険な状況にありますが、そんな状態を解消させるためにも、一日も早い町道の工事を実施していただきたいと思っておりますが、本町道の工事はいつごろ完了予定かをお聞かせください。

2点目でございますが、熊野町基礎学力向上対策について。近年、児童・生徒の学力低下が課題として取り上げられております。特に、高校では学校の授業についていけず、結果として退学により学業を放棄してしまうといった、いわゆるドロップアウトという現象があるとよく聞きます。高校を中途退学した子供は、その後の就職においても苦労が続きまとうというケースも多く、その点において、小学校、中学校の義務教育の間にしっかりした基礎学力をつけることが大切であろうかと思っております。

そこで教育長にお尋ねいたします。熊野町ではこれまで児童・生徒の基礎学力向上対策としてどのように取り組んでこられたかをお聞きします。さらに、それらを踏まえて今後どのような取り組みを進めていかれるのかをお聞かせください。また、お聞かせい

ただける範囲で構いませんが、高校入試の状況をあわせてお聞きいたします。

以上、2点、1回目の質問をいたします。答弁よろしく願いいたします。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 山吹議員の二つの御質問のうち、1番目の道垣内交差点改良工事に係る町道の改良工事についての御質問は私から、2番目の熊野町の基礎学力向上対策についての御質問は教育部長から答弁させます。

議員御指摘のとおり、道垣内交差点から馬橋の間の町道は、道路幅員も狭小で、特に朝の通勤と学童の通学が重なる時間帯は、歩行者、自転車、車が行き交い、非常に危険な状況にあることから、町において危険告示の看板等を取りつけ、注意喚起を高めるための施策を行ってまいりました。

今後のこの町道の工事完了時期について県に確認いたしましたところ、町道改良に必要な用地取得、物件補償契約につきましては、平成25年1月に全て完了しておりますが、補償物件の中にアパートが存在し、入居者が次の住まいに移転していただく時期、及び建物の取り壊しの時期を考慮しますと、道垣内交差点から馬橋方面への約70メートルの区間の町道改良工事に着手できるのは、平成26年度以降になるものと考えられます。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 山吹議員の熊野町の基礎学力向上対策についての御質問にお答えします。

熊野町では、基礎学力の向上を最重要課題の一つと位置づけ、これまでも学力の状況を確認するための問題データベースを導入し、これを活用したテストの採点や誤答分析などを行うため、学校支援員を全校に配置いたしました。また、子供たちの学力の状況を的確に把握するため、全児童・生徒を対象とした学力テストも実施しております。

一方、学力向上のためには学校を落ちつかせる生徒指導が欠かせないため、学習規律

の確立を目指して、小・中学校で統一した生徒指導規程を制定いたしました。さらに両中学校には不登校・問題行動対策のための生徒指導相談員を配置し、学力向上のための環境整備に努めてまいりました。

事業の成果としては、毎年の変動もあり一言では申しにくいところもございますが、昨年の広島県基礎・基本定着状況調査で、熊野町の中学の国語の平均点が県内の市町村の中で一番高かったことに象徴されるように、着実に成果が上がっているものと思います。

今後の新たな取り組みとしては、学習障害、広汎性発達障害等により落ちついて授業を受けることができず、結果として授業を妨げ、本人のみではなく、クラス全体の学力低下を招いているケースが見られます。これらの児童が学習できるように支援していく取り組みを進めたいと考えます。

最後に、高校入試の状況ですが、熊野町の中学生のうち、年によってばらつきはありますが、97から98%の生徒が進学をしております。進学先はおおむね4分の1の子供が私立に、4分の3が公立であり、最も多い進学先は熊野高校です。学力向上の取り組みによって多くの生徒たちが希望する進路に向けて旅立つことができたのではないかと思います。それとともに、今後もさらに基礎学力向上に取り組んでいく必要があると考えます。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 山吹議員。

~~~~~

9番（山吹） 答弁ありがとうございました。

1点目であります。答弁にありましたように、補償物件の中にアパートもあろうかと思いますが、入居者の方々の次の住まいのこともあるでしょう。よい話し合いのもとに進めていただきたいと思います。

2点目ですが、3項目から4項目ほどテーマに挙げられて取り組んでこられたと答弁をお聞きしましたが、昨年、広島県基礎・基本調査で中学校の国語の科目では、熊野町の平均点が県内の市町で一番高かったと話を聞きましたけども、上を見れば切りがないと思うんですが、国語だけでなくして、他の科目にも力を入れていただければと思います。

毎年、児童・生徒も変わります。難しいことも多々あるかと思いますが、しっかり努力していただき、よい成果を上げられますように期待いたしまして、私の質問を終わります。答弁は要りませんが、答弁ありがとうございました。以上です。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で、山吹議員の質問を終わります。

続いて、4番、民法議員の発言を許します。

民法議員。

~~~~~

4番（民法） 4番、民法でございます。

まず初めに、東日本大震災から2年たちました。たくさんの人々が亡くなり、またいまだに行方不明の方もたくさんおられます。今現地では避難生活を余儀なくされている方もたくさんおられると思います。心から一日も早い復興を願いたいと思います。

それでは質問に入ります。私は今回3点通告書に基づきまして町長に御質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、三村町長2期目のスタートとなった12月議会において、町長は定住人口の維持、増加に向けて子育て世代から選ばれる町となるよう、子育て支援施策の充実を図るということでした。総合計画では人口2万5,000人の維持を目標とされていますが、これから日本全体の人口は減少してまいります。何もしなければ熊野町の人口は当然減少し、ますます高齢化が進行してまいりますので、早いうちに新たな施策を打ち出して、若い世代を引きつけることが必要だと思えます。

現在、県内の各市町でもいろいろな子育て支援施策を行っておられます。そういう他の市町との子育て世代転入競争に勝ち抜いて人口を維持していくには、熊野町のよさをよく知っていただき、町外から引越しをして、また引き続き住み続けていただくことが大事ではなからうかと思えます。これから町長は子育て世代から選ばれるまちづくりを行うということですが、25年度から具体的な施策を述べていただきたいと思えます。

次に2点目でございますが、筆の里工房周辺への公園整備についてお尋ねをさせていただきます。これから季節がよくなりますと、家族連れで弁当を持って花見に行ってみよう、ちょっと出かけてみようといったとき、町内にはそういった場所がないということをよくお聞きします。近隣の海田町には海田総合公園、安芸区では瀬野川公園、また

東広島では憩いの森公園が整備され、車で出かけて自然に触れ合い、芝生広場などで1日ゆっくりと過ごせる場所が整備されています。先ほどの子育て支援施策とも共通しますが、子育て世代が安心して遊べる公園も必要でないかと感じております。

本町は人口1人当たりの公園面積が3.2平方メートル、全国の平均の9.9平方メートルに対し非常に低い水準でございます。公園は住民のレクリエーションの空間となるほか、潤いとゆとりをもたらしてくれる場所でございます。しかし、町内の公園には大型遊具といったものがなく、子供の側からすると、遊ぶには楽しさ、おもしろさに欠ける町となっています。

例えば、筆の里工房の周辺を一部公園化し、家族連れなどが気軽に出かけて弁当でも食べる場所があればとても喜ばれることと思います。子育て支援施策の中に、日常生活に密着した公園の整備計画も加えてほしいと思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

それから、最後に、先月25日に町長が総理官邸において、熊野筆を安倍総理に直接手渡したということを新聞やテレビなどで放映をされました。これは一昨年、国民栄誉賞の副賞、なでしこ化粧筆に続く快挙で、熊野筆が総理や閣僚に選んで使っていただけるブランドになったということですが、こういった経緯からそうなったのでしょうか。また、筆は消耗品のため、使っていくうちに傷んでまいります。今後は内閣改造などにあわせて継続的に送ったりされるのでしょうか。筆業界の方も非常に気にされております。そのあたりを教えていただきたいと思っております。

以上、3点につきまして答弁をよろしくお願いいたします。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 民法議員の三つの質問のうち、1番目の子育て支援施策についての御質問と、3番目の首相官邸へ熊野筆の贈呈についての御質問については私から、2番目の筆の里工房周辺への公園整備についての御質問は都市整備課長から答弁をさせます。

まず1番目の子育て支援施策についての御質問ですが、活力ある熊野町をつくっていくためには、定住人口の維持と増加、とりわけ子育て世代の人口増加が何よりも重要であると認識しております。このため、私は新年度予算において、子育て世代の住宅取得

促進に向けた助成制度を実施することとしております。また、保育所、子育て支援センターなど、従来から実施している子育て支援施策につきましても、より充実させていくこととしております。

詳細につきましては、後ほど民生部次長から答弁をさせます。

続いて、3番目の首相官邸への熊野筆の贈呈についての御質問ですが、先月25日に首相官邸を訪問し、閣議署名用の筆として安倍総理大臣に直接熊野筆をお渡ししてまいりました。安倍総理大臣を初め、閣僚の皆様にも閣議署名用として熊野筆を贈呈することとなった経緯につきましては、このたびの自民党政権への交代以降、閣僚の一人が、現在使用されている筆が使いづらいと申されたのがきっかけでございます。早速、地元出身の国会議員を通じまして、安倍総理大臣にぜひとも熊野筆を使っていたきたいという思いをお伝えしたところ、国会や訪米などの忙しいスケジュールの中、時間をいただきお会いする運びとなったものでございます。なでしこジャパンの国民栄誉賞受賞で話題となった化粧筆に続き、熊野町の伝統的工芸品である書道筆が、安倍総理大臣を初め、閣僚の皆様方に御使用いただけるということは、大変名誉なことであると思っております。

これをきっかけに化粧筆に続き、伝統的工芸品の書道筆につきましても、知名度を上げ、また品質のよさを全国の皆さんに知っていただき、毛筆産業の振興につながることを大いに期待しております。

なお、交換時期についての御質問でございますが、このたびのように内閣が大規模に改造されたとき、こういったタイミングを見計らって、また官邸秘書官等を通じ働きかけを行っていきたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保陽） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 民法議員の1番目の御質問、子育て支援施策につきまして、詳細をお答えいたします。

本町の子育て支援策については、平成21年度に策定した次世代育成支援行動計画に基づき、保育所事業、児童クラブ、児童手当支給、子育て支援センター事業などを実施しております。このうち、平成25年度に拡大充実させる事業につきまして御説明いた

します。

まず、保育事業ですが、本町の保育事業は四つの保育園で定員450人の保育を実施しております。申し込んでも利用できない、いわゆる待機児童はこれまでのところ出ておりません。保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、本町ではこれまで通常の保育時間である朝7時30分から午後6時30分までを超えて、午後7時30分までの延長保育を実施しておりますが、新年度から一部の保育所におきまして新たに早朝7時からの延長保育事業を開始し、働く保護者のさらなる支援を強化してまいります。

西部地域健康センター内で実施している子育て支援センター事業につきましては、妊婦さん対象のマタニティヨガ、子育てに悩む母親対象のペアレントトレーニングなどを、また東部地域健康センターではベビーマッサージなどを新規事業として開始をいたします。また、子供の教育、保育、子育て支援を総合的に進める新たな子供子育て支援の仕組みづくりが平成27年度から始まります。現在の次世代育成支援行動計画を引き継ぐ、新子供子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査に、新年度は着手いたします。

なお、県の制度よりも手厚い助成を行っている乳幼児医療、児童医療の助成については、小・中学生の入院医療費と小学校就学前までの子供の通院医療費の無料化を引き続き実施してまいります。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 横山都市整備課長。

~~~~~

都市整備課長（横山） 民法議員の筆の里工房周辺への公園整備についての御質問にお答えいたします。

筆の里工房周辺は、熊野町都市計画マスタープランの中で、町内外の人々の交流促進を図るため、公園、広場などの環境整備を行い、魅力ある交流・観光拠点づくりを推進するよう位置づけられていますが、財政的事情、用地確保の必要などにより、早急な整備は困難であると考えております。

議員御指摘のとおり、町内には近隣市町のように大型遊具や芝生広場などを有する総合公園はございませんが、筆の里工房の南に隣接する坂面大池周辺にはウォーキングコースがあり、広場には親水空間としての小川やあずまやなどを設けています。また、新宮地区の深原地区公園にもグラウンドや芝生広場が整備され、複合遊具などを設置して

おりますので、御理解いただければと思います。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） ありがとうございます。

新年度からの子育て支援施策についてですが、住宅取得に対して思い切った補助制度を立てられるということには大変感心をいたしました。これから住宅を建てよう、買おうと思っている方には大変喜ばれることと思います。また、保育の早朝保育サービスを始められるということも、今現在、共稼ぎ夫婦がふえており、とても助かるのではなからうかと思えます。

さて、去年のプレミアム商品券は町民にとって大変喜ばれました。次は子育て世代を熊野に定住していただくためにも、施策の一つとして、子供が誕生したら熊野筆ならではの体毛筆、またはほとんどの世帯が今車を持っておるので、チャイルドシートの購入に町内の店舗で購入した場合には一部助成するという誕生祝金的な補助制度の導入はいかがではなからうかと思えます。

また、筆職人の後継者を全国に呼びかけ、移住者をふやすことなどをあわせて、ぜひ検討していただきたいと思えます。

まずは熊野に住んで子育てをしたいと言われるような子育て世代に優しい熊野といえる、基本理念を持ったまちづくりを継続していただきたいと思えます。

いずれにしろたくさんの予算をつぎ込んで行う事業ですので、情報提供をしっかりと行い、広く県外からも子育て世代の流入が促進することを望みます。最近の若い世代にはインターネットが効果的と思われるので、マスコミ等を含めてうまく活用した広報活動を行い、熊野町の子育て支援施策をより多くの方々に知っていただきたいと思えます。

おでかけ号もあれだけ広報しながら、多くの住民に認知されるまで時間がかかりました。住宅補助制度の広報はどんな媒体を使って、どの地域まで広報される計画でしょうか。

次に、筆の里工房周辺の公園整備についてでございますが、現在、筆の里工房周辺や深原地区公園では、家族連れで1日ゆっくりと遊ぶといったような魅力はございません。

住民は満足しませんので、筆の里工房周辺の整備を行うには、市街化調整区域でもあり、上下水道の整備など大変難しいこともあるというのは認知しております。でも現実に筆の里工房ができております。坂町では新年度に1億円余りをかけ子供向け公園を整備するという事をお聞きしております。本町でも前向きに検討していただきたいと強く感じております。

先日のことですが、金澤翔子書展で本人が訪れたときには、想定を超える多くの方々が訪れ、付近の道路は大渋滞したとお聞きしております。そういったときに筆の里工房を臨時駐車場などに使えるような広場があれば、非常に助かることと思います。

ところで、私は昨年3月の定例会において、筆の里工房及び周辺に休憩場所の設置について質問いたしました。筆の里工房に多くの方が来館されるときには、レストランが対応できるメニューの提供や飲食の場所について検討するという事でしたが、この1年間、どのように進んだのかを教えてくださいたいと思います。町民の中には大変今でも変わってないというような声をよく耳にしますので、ひとつよろしく願います。

来年は筆の里工房開館20周年でございます。この記念すべき年に向けて、筆の里工房の整備計画を立て、実施すべき時期に来ているのではなかろうかと思っております。化粧筆と伝統的工芸品熊野筆が全国的に知名度が上がった今こそチャレンジすべきときではなかろうかと思っております。

3点目の総理官邸へ熊野筆寄贈ですが、経緯はよくわかりました。先日の新聞では、町長が以前このチャンスをうかがっていたという事をお聞きしまして、その夢がかなったという事は大変喜ばしいことだと思っております。総理や官僚に今後も継続して熊野筆を利用していただき、熊野筆のよさを知っていただき、今後も児童・生徒に書写、書道、図画、美術の強化を必修課程として国に伝えていくなど、熊野筆の産業振興につながる働きをしていただきたいと思っております。

以上について、どのようにお考えかよろしく願います。

~~~~~  
副議長（久保隅） 内田総務部長。

~~~~~  
総務部長（内田） 住宅取得助成につきまして、PR方法についてどういう形を考えているかという御質問に対しまして、現在、町広報はもちろんの事、ホームページへの

掲載、また新聞社への情報提供等も考えております。また、家の取得ということになりますと、建て売り業者さん等が大きな影響を与えますので、町内、町外の建て売り業者さんのほうへパンフレットの配布ということも考えております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 時光商工観光課長。

~~~~~

商工観光課長（時光） 昨年3月に御質問いただきました飲食のまず場所でございますが、こちらにつきましては筆の里工房周辺の芝生でありますとかあずまや、こういったあたりを御利用いただくようにしております。また、深原公園等の活用についても現在検討しているところでございます。

それから、もう1点の工房のレストランのメニューの件でございますが、質問を受けまして、経営者と協議を行っております。この結果、本年度のレストランの行政財産の使用許可を出す際に、工房の来館者が多いことが見込まれる場合につきましては、それに対応するメニューを検討するようという一文を加えております。昨年の筆祭りにおきましては、レストランのその日に限り予約を要れずに単品のメニューで対応していただいております。そのほか、レストランが満席の場合におきましては、工房の職員、それからレストランの職員が、個々のお客様に対しまして、町内の飲食店を御紹介するようにしております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 光本民生部次長。

~~~~~

民生部次長（光本） 民法議員さんの子育て支援策の御提案、2点ございました。

チャイルドシートの助成につきましては、現在、子育て支援センター、西部地域健康センター内にございますが、そちらのほうでチャイルドシートの貸し出し事業は行っております。

それと、誕生筆などを新しく生まれたお子さんへのプレゼントということですが、現在ではちょっとそこまでは考えておりません。ただ、27年度から新たな、これ国が示す新しいシステムのスタートを受けて、全市町村、それぞれの支援策の事業計

画を立てるようになっております。国のほうでまだ具体的にこういった具体的なメニューが出てくるかというのはまだ未定でございますが、こういった計画策定にあわせて、国の動向を見ながら新たな助成制度であるとか施策等の研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 民法議員。

~~~~~

4番（民法） いろいろ御答弁のほどありがとうございました。

本町は平成大合併の中でも単独町政を貫くことを選択いたしました。我が国全体がこれから迎える少子化の中で、子育て世代から選ばれる町となるよう、また人口をこれからも維持していくためにも、子供たちが熊野で生まれ、住んで学んでよかったと思えるような筆の都熊野になるよう、子育て施策のさらなる充実を要望したいと思います。よろしく願いいたします。

また、今月下旬には筆の日の行事が開催され、多くの方々が筆の里工房を中心に筆屋さんなどを訪れると思います。町民の憩いの場となるとともに、交流人口の増加のためにも、時間はかかると思いますが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

レストランの場合も、せめて予約で入れないということのないように。コーヒー1杯でも飲めるような店の環境と申しませうか、そういう働きかけをこれからもひとつお願いしたいと思います。

私はこの筆の里工房の公園化についてはこれからも、先ほども言われましたが、用地の問題、財政、いろいろ時間はかかるというのはわかっています。時間をかけてでもこれからまた質問をしていきたいと思いますので、前向きに検討されるようお願いいたします。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で、民法議員の質問を終わります。

続いて、3番、時光議員の発言を許します。

時光議員。

~~~~~

3番（時光） 3番、時光でございます。

まず最初に、東日本大震災から2年。昨年2月に引き続き、ことしも被災地を訪れてまいりました。残念ながら、住民の方々の生活を含め、がれきの山が少し低くなった感にはございましたが、ほとんど復興は進んでおりません。新政権のもとで一日も早い復興を祈念いたします。

質問に入ります。いよいよ平成25年度末には平本前町長、山田元県議等の先人の方々と三村町長の御努力により、広島市、呉市、東広島市の広島トライアングルの広域幹線ネットワーク整備の一環として、（仮称）熊野黒瀬トンネルが開通に至るとのことでございます。町長の施政方針演説でも述べられましたが、今回私はこのトンネルから東に伸びる道路について、住民の方々より問い合わせ、御要望の多い3点について質問させていただきます。

まず1点目でございます。深原地区の新県道について。深原地区に計画されている新県道について、計画の概要について説明を求めます。

2点目、町道新萩線における局部改良工事についてでございますが、熊野黒瀬トンネルが完成すると、東広島・呉自動車道の黒瀬インターに連結されるため交通量の増加が予想されます。新県道の完成には何年かのタイムラグが生じると思われます。現在、町道新萩線においては大型車も頻繁に通る、離合ができない箇所があり、局部改良をお願いしているところでございますが、工事の実施時期について説明を求めます。

3番目でございます。町道深原公園線の延伸についてでございます。以前より町道深原公園線については延伸計画があると聞いております。現在、大型トレーラーの入らない深原地区準工業地域の道路整備を含め、今回瀬野呉線バイパス計画がある中、どこまで延伸するかについて説明を求めます。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 時光議員の三つの御質問のうち、1番目の深原地区の新県道についての御質問は私から、2番目の町道新萩線における局部改良について、及び3番目の町道深原公園線の延伸については建設部次長から答弁をさせます。

深原地区の県道瀬野呉線バイパス事業は、平成22年度において県の事業計画に位置

づけられ、平成23年度において概略設計を、平成24年度において詳細測量及び設計を実施中でございます。このバイパスのルートは、県との事前協議において県道の拡幅ではなく、砂防河川、深原川より山側に新設道路を設け、町道深原公園線と接続することとし、道路規模は幅員9.75メートル、延長は約1キロメートルと聞いております。

詳細につきましては建設部次長に答弁をさせます。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） 時光議員の1番目の深原地区新県道についての詳細について、2番目の町道新萩線における局部改良について、3番目の町道深原公園線の延伸についてお答えします。

深原地区の県道瀬野呉線バイパス事業は、（仮称）熊野黒瀬トンネル出口交差点から、町道新萩線を一部重用し、友ビオパークの北側付近で砂防河川、深原川を渡り、山側に道路を整備する予定でございます。また、その先は、林工業手前で再び砂防河川、深原川を渡り、新萩線と深原公園線の交差点に接続する計画であります。延長は1,150メートル、道路幅員は歩道を含む9.75メートルの県道となる予定でございます。詳細なルートにつきましては、現在地形測量及び道路の詳細設計を実施しているところと聞いております。

続きまして、2番目の町道新萩線における局部改良工事についてでございますが、年度当初において測量設計及び用地測量を行い、土地所有者と用地売買契約を締結後、工事を行う予定としております。工事完了時期は11月ごろと現在予定をしております。

続きまして、3番目の町道深原公園線の延伸についてでございますが、現在、県道瀬野呉線バイパスのルート決定に際し、町道深原公園線の接続位置及び道路の高さなどについて西部建設事務所と協議を重ねておりますが、今後、町道深原公園線は深原地区準工業地域まで延伸し、県道瀬野呉線バイパス沿線の開発、深原町有地造成事業と連帯を持たせた基幹道路として整備するよう考えております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 時光議員。

3番（時光） 1番目の県道についてでございますが、幅員9.75メートルの立派な県道ができるということでございますけど、今後の工程についての詳細、また住民説明会等の開催予定について、わかる範囲で説明を求めます。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 平成24年度に地形測量及び道路詳細設計をするということで先ほど答弁をさせていただきました。平成25年度におきましては、用地測量、また重要構造物の詳細設計、これが済みますと一部用地買収に着手する予定と聞いております。

また、地元説明会につきましては、ルート決定後、道路用地買収範囲が明確になった時点でまた県と御相談しまして、地元説明会を開かせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 時光議員。

3番（時光） 2番目の町道新萩線についての質問でございます。工事完了は11月ごろということでございますが、どのような工事を行って離合ができるようにするのか、具体的にお答えください。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 現在、計画をしております、現在の道路幅員が4メートル程度でございます。この道路を10メートルの区間にわたって幅員5メートルに改良することにより、離合を可能にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 時光議員。

3番（時光） 4メートルが5メートルになるということで、何とか大型車も利用できるかと思えます。いずれにしてもトンネル開通後、半年間の時間差が生じるわけですので、11月ごろと言わず、一日も早い完了を切望します。

3番目の町道深原公園線の延伸についてでございますが、こちらも今後の日程についてわかる範囲で御答弁願いたいと思えます。

~~~~~

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） ただいま先ほども御説明いたしましたとおり、県のほうとルート決定ということで今協議を重ねております。このルート決定次第、今度は構造物を設計していただき、道路の高さ等決まっていりましたら、一応平成26年度においては詳細設計に入り、用地のお話を地元でしたいというふうに考えております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 時光議員。

~~~~~

3番（時光） 今後、これらの本路線が完了すれば、工事が完了すれば、かなりの車が県道矢野安浦線から瀬野呉線に流入するものと考えられておりますが、現在の瀬野呉線の通過車両はどれぐらいか把握しておられるでしょうか。

~~~~~

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

~~~~~

建設部次長（森本） 現在、これは平成24年度の交通量のデータでございますが、呉から瀬野側方面、日当たり6,915台、反対車線の瀬野から呉方面が6,867台、合計で1万3,782台でございます。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 時光議員。

~~~~~

3番（時光） 1日7,000台弱の交通量があるということでございます。これはさ

らに増加すると思われるわけですから、インフラ整備が後手にならぬように、これからの道路の一日も早い整備をお願いしたいと思います。また、これより東の瀬野呉線のさらなる整備をお願いします。

あと、土地利用に関してでございますが、今年度いただいた熊野町都市計画マスタープランにおいて、深原地区においては工業集積を生かした産業拠点地区として育成し、既存工業の集積と企業誘致を進め、新たな産業振興の場として形成を進めるとあらわしてあります。また、土地開発については開発の活性化が予想される地区には、地区計画等による道路整備に対応した土地利用を進めるとも書いてあります。広島熊野道路が熊野の西の玄関とするならば、今後熊野黒瀬トンネルが東の玄関となるわけでございます。熊野産業団地との相乗効果も含めて、4年後に行われる都市計画の見直しの中で道路計画が進む中、地区計画についても住民の皆様の御意見、御希望を聞きつつ、今後議会において引き続き質問させていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で、時光議員の質問を終わります。

続いて、10番、山野議員の発言を許します。

山野議員。

~~~~~

10番（山野） 10番、山野でございます。2点について質問させていただきますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

三村町長の1期目の最初の町長の仕事は、平成20年11月に男女共同参画のまちづくり宣言をされたことだと思っておりますが、覚えていらっしゃるでしょうか。その折、行政の女性管理職はゼロになっており、非常に寂しく思っていましたところ、次の年早々、人事異動の結果2名の女性課長の誕生となり、大変喜ばしいことだと思っておりました。ところが1名の課長がこのたび3月で定年退職をされます。せっかく2名だった課長が1名となりますが、この4月の人事異動では新しく女性課長が数名誕生ということになるのでしょうか。町長として5年目に入り、町政各方面での非常に立派な手腕を発揮されておりますが、男女共同参画を推進する町長としての今後の女性管理職登用についての見解をお尋ねしたいと思います。

2点目についてお尋ねいたします。日本の医療費は年間37兆8,000億円ともな

り、熊野町におきましても医療機関にかかる受診率は県内1位、1人当たりの費用も県内5位には入っております。平成25年国保会計では33億円、町予算の42%になっております。医療費をいかにして削減するかということで、国民の健康を守るためにつくられたと思う健康日本21は、健康増進法に基づき平成15年に策定され、国民の健康増進の推進に関する基本的な方向や目標に関する事項が定められたものが、昨年、平成24年7月に改正されたと聞きますが、その改正の内容とその理由、町としての策定の方向や目標の実施に向けての計画、状況について、今後の取り組みについてを教えてくださいたいと思います。

よろしく御答弁のほどお願いいたします。

副議長（久保隅） 三村町長の答弁を許します。

町長。

町長（三村） 山野議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目の女性管理職の登用につきましては、一昨年にも議員から同様の御質問をいただいており、その際の答弁と重なるかと思いますが、御了承ください。

本町では平成20年に男女共同参画プランを策定し、男女一人一人の多彩な能力が発揮される魅力あるまちづくり、誰もが生き生きと暮らすことができる男女共同のまちづくりを目指して、各種施策に取り組んでいくこととしており、とりわけこの中で女性職員の採用、職域拡大及び管理職への登用について、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2番目の健康日本21についての御質問ですが、日本の平均寿命が世界でも高い水準にある一方、疾病や加齢により医療や介護にかかる負担が大きくなると考えられています。そのためにも生活習慣病予防や社会生活に必要な機能を維持、向上することが重要とされております。本町でも平成18年に健康くまの21を策定し、本年度末には中間評価とともに、食育推進計画を策定して、町民の健康づくりに取り組んでまいります。

詳細は健康課長から答弁させます。

以上でございます。

副議長（久保隅） 平本健康課長。

健康課長（平本） 山野議員の御質問、健康日本21につきまして、詳細をお答えいたします。

健康日本21につきましては、昨年7月に平成25年からの10年計画として全部改正が行われました。改正の内容としましては、国民の健康増進の推進に関する基本的な方向として、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持向上、健康を支え、守るための社会環境の整備、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善が挙げられております。また、健康増進事業の実施者間における連携及び協力、生活習慣に関する正しい知識の普及等が挙げられております。

本町では平成18年3月に、町の特性を生かした「笑顔はな咲く健康くまの21」を策定し、これまで健康教育、出前講座、乳幼児健診など、さまざまな事業を実施してまいりました。また、国において食育を推進するために食育基本法に基づく食育推進計画が策定され、本町においても健康くまの21の中でも取り組んでまいりましたが、食を通じた健康づくりを一層推進するため、新たに平成27年度を目標年度とする町の食育推進計画「笑顔はな咲く食育プラン」を策定いたしました。

今後の取り組みの中で重視するポイントとして、生活習慣病の増加、子供の孤食・高齢者の栄養不足など、新たな食をめぐる課題への対応としましても、この食育プランをもとに取り組みを強化し、実施してまいります。

次に、休養、心の健康につきましては、自殺予防対策の強化もあわせて、さらに取り組みが必要と考えております。

最後に、循環器疾患、糖尿病予防につきましては、子供のころからの生活習慣病予防への取り組みを強化していき、健康教育、出前講座、妊婦、乳幼児、児童・学童生徒へのアプローチをさらに推進してまいります。

以上でございます。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） ありがとうございます。

平成24年の7月に、男女共同参画プラン改定のためにアンケートを実施されております。その中で、男女平等意識の確立、現状と課題についてという中に、町として男女雇用機会均等法の浸透や、女性の職場環境の充実などの啓発に努めます。あらゆる機会を通じて企業の各種機関、団体等に企画立案や方針決定の場や指導的立場への女性の登用についての協力を要請するとともに、社会的機運の醸成を図ります。また総務課としては、行政の女性職員について、適正な人材配置や積極的な人材登用に努めます。町職員の男女バランスのとれた採用を進めます。女性の職域の拡大、能力開発、管理職への登用に積極的に取り組みます。審議会や協議会など多様な分野における政策、方針決定の場へ女性の参画を拡充、促進します。審議会等委員、選出の対象になりやすい民間団体に女性の役員職への登用を働きかけますと、立派な目標を立てられております。

しかしながら、一番総務課がおくれているのではないのでしょうか。町防災会議におきましては、21人の委員の中で女性はゼロ、民生委員推薦委員会の中では7人中1人、そして国民健康保険運営審議会は9人中3名、これは33%あるんですけども、介護認定審議会15人中6人、これは40%、これは課長さんが女性だということと、それからケアマネジャーとかヘルパーとか、そういった方の女性の進出があるということだと思います。公民館運営審議会におきましては14人中9人、64.3%、これも公民館を利用するのが女性が多いということで、こういう人数になっているんだと思います。しかし、社会教育委員会におきましては11人中2人、18.2%。そして地方文化財保護審議会におきましては7人中1人。町の都市計画審議会におきましては7人中女性がゼロ。これは一度私はなったことがあるんですけど、これは建設委員会の委員長だったころにここに入れていただきましたけれども、そういうあて職じゃなくて、やっぱりきちっとした女性のいろんな方を登用していただければと思います。そして、障害程度区分認定審査会におきましては5人中2人。これは女性の課長やっぱりそれと、障害会の多分会長さんが女性だということになってるんだと思います。教育委員会におきましては5人中2人の女性。選挙管理委員会におきましては4人中ゼロ。農業委員会におきましては16人中ゼロ。これはもう何度も言ってるんですけども、こういったことに対して、女性の進出はされておられません。

他の民間団体に女性の役員職への登用のために働きかけてらっしゃいますなら、これらの足元の改革をまずされていただけないでしょうかというのを、御答弁をちょっとお願いします。

副議長（久保隅） 町長。

町長（三村） 今、具体的な数字をお聞きして、まだ少ないなと思っております。前回の御質問のときから各審議会、女性を登用するよという指示を出してはりましたが、もう少し総務課、あるいは私なりがきちっとそういった認識を持って今後女性の登用を図っていくように、明確な目標を持って取り組みたいと思いますので、そういう回答にさせていただきたい。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） 確かにもうちょっと考えていただきたいと思います。

そして、もう一つ、このアンケートの結果なんですけども、平成24年7月1日から7月31日までの1カ月間、配布数は3,436枚。前回のサンプルに比べて約1.5倍配布されて、その回収率が1,783枚、51.9%の回収率だったそうです。女性は1,446名、男性はその4分の1の337名の回答率がありました。役場の職員におきましては161名が配布されましたけれども、回答は153名、回収率は95%ということです。

このアンケートの中におきまして、一般的に国内において行政の審議会や委員会への女性委員の登用は男性より少ないのはどうしてかと思いませんかということに関して、行政が女性を登用しようとする意思が少ないからと考えている女性が約50%、男性におきましては52.5%。

家事や育児に支障を来すので、行政活動にかかわれないからというのが53.5%、男性が49.3%。

女性が行政にかかわることに対する世間の抵抗が強いから。社会はまだまだ厳しいと思うんですが、これがやっぱり33%、あるいは男性は24.6%。

行政に関心のある女性が少ないから。町の雇用の割合がどうなっているのかちょっと基準がわかりませんが、これに関しては女性は不満を感じてるのが40.5%、男性におきましては44.5%。

また、男女がともに協力し合い、よりよい社会を築くために、今後どのようなことが必要だと思われますかということに関して、男女がともに自立するということ考えたのが女性が33%、男性が26.1%。

就職、昇進、賃金などの職業上の不平等をなくすと考えている人が、お互いこれは3割あります、30%あります。

男女平等においてお互い理解し、協力し合うというのは女性は45%、男性におきましては50%。やっぱり半分以上の方が協力していかなければいけないというような状況を感じてらっしゃいます。

男女の役割分担について、社会通念や慣習を改善するべきだと考えた人は、これが50.5%、男性においては55.2%。何かやっぱり慣習が足かせになってるんじゃないかなと思います。

女性が仕事を持ったり、また持ち続けていくので、大事な障害となっているのはどのようなことですかということをお伺いすると、育児、家事との両立が難しいと考えた人が、女性が80%、男性は79.8%、約8割。いかに育児、家事が大変だということがわかるとおもいます。

そして、職場の労働条件、育児休暇制度、介護休業制度が整っていないと感じたのが43.2%、男性においては42.2%。

保育施設の数や保育内容が十分ではない、これが女性においては36.2%、男性は38.9%。先ほどの民生部次長が言われたように、延長保育とか、あるいは待機児童ゼロというのはやってらっしゃいますけれども、やっぱりまだ不満を感じてらっしゃるということは、どこに原因があるかを考えていただきたいと思います。

先日マツダが休日出勤されたときには、休日の保育受け入れをやられましたけれども、女性においてもやっぱり日曜日に働かなければならない、男性もそのとき出なければならぬというような状況がある家庭もあると思います。そういうときにおいても、休日保育といったものもどこか視野の中に入れていただければと思っております。

女性が職業を持つことについて、どう思うかと。出産育児期間は一時休職をし、育児を終えたら再び職業を持つほうがいいと感じたのが、女性が50.7%、男性におきましても46.3%。今からの少子化の時代、女性も男性もやっぱりしっかり働いていかないと、社会を支えていられないんじゃないかなという思いはいたします。

要するに出産育児を終えたならば、女性は家事、介護があっても仕事を続けていきたい

い、そして昇進して行政活動にもかかわりたいと思っております。

先日1月20日、毎日新聞の心のサプリーというコラムがあるんですけども、その中の心療内科の海原純子先生が書かれています。2020年までに指導的地位に女性が占める割合を30%以上とするという自民党の公約に対して、自民党政調会長高市早苗議員は、女性にげたをはかせる結果平等をつくるのは疑問と言われ、野田聖子総務会長は、強制的に枠をつくらないと女性の活躍する場は生まれないと反論されました。

しかし、この海原先生は、二人の意見の前提には、げたをはかせて強制的に枠をつくらなければならないほど、指導的地位を全うする能力が男性に比べて女性は劣っていると考えている前提があつての討論だと。決してそんなことはないと思います。女性は能力がしっかりある女性も育っていると思います。

しかし、働く女性の側にとっても、せつかくの能力を持ちながら、伸ばそうとする気持ちがなく、また伸ばす機会が少ないというのは、本人にとって、あるいは社会にとっても残念なことだと思います。

町当局におきましても、執行部は伸ばす機会をふやす努力をしてほしいと思います。女性の側でもそれぞれの持つ力を伸ばしていくには、目に見えない、自分には無理だという心のブレーキがありますけれども、その壁を乗り越えていくのが必要だと思います。

また、器は人をつくると言われます。その器に合った人間は、その立場によって役職に合った人格が形成されるということだと思います。ぜひ機会をつくり、女性の背中を押していただきたいと思います。

ところで、町には管理職の御夫婦が何組いらっしゃるか御存じですか、町長さん。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長。

~~~~~

町長（三村） 夫婦とも課長以上という夫婦はございません、我が町においては。管理職です。

~~~~~

副議長（久保隅） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） この中で優秀な課長以上の方に、部長もいらっしゃいますけれども、その中の奥様が職員であるという方がやっぱりいらっしゃるんですよ。優秀であるに

もかかわらず、男性の管理職があるから女性は管理職にはなれないという、何と云うか、その不文律があるんじゃないかなと。同じ職場には置かないという立場もあるかもしれませんが。それはいろいろ事情があるかもしれないけど、いまやそれぞれ女性も男性もそれぞれ個々が能力があるんですから、同じ課で難しいなら、少し離れた場でも、十分に管理する能力がある方ならば、家庭、夫婦間の話は別としても、意見をしっかり言われるんじゃないかと思います。

以前のアメリカ前大統領クリントンさんの奥さんはヒラリー・クリントン。大統領でありながら、奥様は閣僚であったと思います。そういったことを考えると、執行部の方はしっかり女性の登用を考えていただきたいと思いますが、再度よろしく。

副議長（久保隅） 三村町長。

町長（三村） 御意見尊重させていただきますので、しっかりと女性の管理職を含め、地位向上を頑張っていきたいと思います。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） では、健康日本21についてちょっとお尋ねいたします。

先ほど食育推進計画も平成27年に向かって頑張って、「笑顔はな咲く健康21」を頑張っていくと言われますけれども、具体的にはどういうふうな形を考えてらっしゃるのでしょうか。

それともう一つ、心の健康づくりも考えているとおっしゃったんですけれども、具体的な施策を教えてください。

もう一つ、食育を充実させる施策を考えていると言われたんですけど、それらに対して具体的なことを教えてください。

副議長（久保隅） 平本健康課長。

健康課長（平本） 今の御質問が食育と心の健康にということだと思います。

まず、食育に関しましては、以前からも計画を実行はしてはしておりましたが、例えば健康相談などで栄養士さんなんかにも一緒に出させていただいて、塩分量のチェックであるとか、それから栄養的なものとか、そういったものもやっております。あと、学校であるとか、幼稚園、保育所、それから老人施設などの栄養士さんにも一緒に入らせていただいて、検討をしていただいております。それをもとに今後どのような展開ができるか、またその中で検討していきたいと思っております。

それと、心の健康に関しましては、商工会のほうで年1回実施されている就職ガイダンス、ここに保健師が行きまして、希望があれば相談に応じるとか。それから今ゲートキーパーという言い方をしますが、住民の方の中でそういったゲートキーパーの研修を受けていただいて、それで悩みのある方が周りにいらっしゃったときに、少し話を聞いてあげたりとか、役場とかそういったところへつないでいただくとかというようなことで、研修を今3年目ですかね、やっております。老人クラブの方とか、ことし実施しましたのが、商工会、事業所あたりをお願いをして実施させていただきました。

以上でございます。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） 食育に関して、食生活改善推進委員の設置を以前にも何度もお願いしたんですけども、海田町、府中町、坂町、あるいは県内にはかなりいらっしゃいます。ところが熊野町は一切これらに対してはつくるつもりもなかったように思うんですけども、それは何か理由があるのでしょうか。

そして、施設やあるいは学校などに食品のことに対してしていらっしゃるんなら、例えば食塩含有量の提言や、あるいは特定給食施設、あるいは民間を含めての栄養食事の管理といったものにも指導に行かれるつもりはあるのかどうかといったこと。

そして、教育委員会におきましては、子供に3食食べる指導、あるいは運動やスポーツ、習慣的にしている子供を把握されていらっしゃるのかどうかといったことをお聞きしたいと思います。

それから、今度健康づくりにゲートキーパーと言われたんですかね、ゲートキーパーというんですけど、今年間で3万人を超す自殺者が多い中で、その中社会問題になっておりますが、成人のひきこもりやあるいはニートに対する指導を公民館でカウンセリン

グするんだということをして2年前か3年前に言われたんですけども、その相談者の数、あるいはその後の結果といったものがありましたら教えていただきたいと思います。

副議長（久保隅） 平本健康課長。

健康課長（平本） まず1点目の、食生活改善推進員さんでございますけども、議員さんおっしゃられるように、この近隣でも海田、坂、府中ではそういった名称で活躍をしていらっしゃるようです。熊野町の場合に、実はちょっと昔の、本当のいきさつというのはよくわからない部分があるんですけども、現在でボランティアの方が熊野町でも活躍はしていただいております。食生活改善推進員という名称で、例えば坂あたりがやはりボランティアで料理講座とか、そういったメニューの紹介とかそういったことをされていらっしゃるようです。熊野町におきましてもそういった名称では設置はしておりませんが、ボランティアの方あたりで活躍をいただいておりますので、現在のところでは目的をある程度は達しているのかなと思います。

うちにも専門職で、嘱託職員さんですけども栄養士の方がいらっしゃいますので、その方あたりが相談に来られればお答えもしますし、それから健康相談とか出前講座なんかでも事業所のほうへ出向いて、モデルですね、例えばこのぐらいのペットボトルでどのぐらいの砂糖が入っているかというようなこともお伝えはしている状況がございます。

それから、ゲートキーパーなんですけども、公民館で相談というのを、これは年に1回だったかと思うんですけども、精神科の関係のお医者さんのほうに来ていただいて、それで広報で御案内をして、ちょっとはっきりした数字が頭には今ないんですけども、一人、二人来られて、そういった方の相談を受けておる実情がございます。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） ゲートキーパーの方が一人、二人相談があるんだというか、その後の結果はどうなったんでしょうかねというのをちょっと聞いてみたいなと思うんですけども。

あと料理講座、あるいは会社でやってらしたり、出前講座をやってらっしゃるという

のは非常にいいことだと思います。

話は違うんですけど、健康祭りを5年前から始められました。その内容、あるいは参加者の推移、今後の問題点といったものはどのようなものがあるのかどうかをお聞きしてみたいと思います。

~~~~~

副議長（久保隅） 平本健康課長。

~~~~~

健康課長（平本） まずゲートキーパーに関しましては、少し私の説明が不足していたようです。申しわけありません。ゲートキーパーというのは、資格ではなくて、そういった講座を受けていただいて、そういった理解を深めていただくという形でやっておりますので、例えば去年あたりが50人くらい受講していただいていると思います。それから、ことしが20人くらいだったかと思うんですけども、そういった方たちが自分の身の回りで困っておられる方、あるいはどうだろうかという方に、役場なんかの相談を進めていただいたりとか、それから頑張れ、頑張れという形じゃなくて、話を傾聴ですね、聞いていただくというような形のことをやっております。

先ほど一人、二人と申しましたのは、精神科の先生をお呼びして、相談日程を設けておる中で、そういった相談者の方がいらっしゃるという形で説明をさせていただきました。

健康祭りに関しましては、健康に関するきっかけをつかんでいただきたいということで、ことしで10回目になりますか、したんですけども、ことしは大体400人くらい参加されたようです。各コーナーがいろいろあるんですけども、脳年齢であるとか、それから体力チェックであるとか、そういったところでコーナーによってはかなり待っていただく状況もありますので、また今後もそういった形では継続をしていきたいと思いますが、近隣町でもほかの事業と関連させて動かされているところもありますので、またそこらあたりも周りの様子も見ながら、またいろいろ検討していきたいと思います。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 山野議員。

~~~~~

10番（山野） 400人あたりの出席というのは非常にいいと思いますけど、何か顔

を見てると見たような顔ばかりのような感じで、仲間が呼び出されてやっているような感じがしないでもないんですけども、それはいいですけども。

特定健診がありますよね、健康診断、住民健診。これの受診率は今どうなっているのでしょうか。40歳以上の方が健診に来てるんですけども、この中で全ての人の率を上げようと思うと、60、70ぐらい、80になるともうそれぞれが疾病を持ちながら各病院にかかってらっしゃいます。それらにも案内をかけると、糖尿でこっちで調べてるのに、また住民健診で調べるといのは二重になると。ふだんかかりつけでやってらっしゃる検査をまたその住民健診でやるというの、ちょっと何か考え物かなと思ったり。私も住民健診に行きますけれども、その中で明らかに脳梗塞で障害があって、歩行も困難だと思う方が健診に来てらして、ここまでして来られなくてもいいんじゃないかなと、かかりつけの医院でやられたらいいんじゃないかなと思ったり。80を超えた方が骨粗しょう症の検査をして、どうなのかなというような感じもしないでもないんですけど、その辺の特定健診の実施率、あるいは特定保健指導の実態といったものをちょっと教えていただきたいと思います。

副議長（久保隅） 宗條住民課長。

住民課長（宗條） 特定健診は国民健康保険に関することですので、私のほうからお答えをいたします。

まず、特定健診の受診率でございますが、確定数値を持っておりますのは平成23年度ということになってまいります。受診率は36.1%となっております。この数値につきましては、実は平成20年度からこの事業は始まりまして、この20年度の受診率は39%でございました。年々受診率は減少していたということでありますけれども、23年度は36.1%と若干上がってきたという状況でございます。

それと、特定保健指導の実施率であります、これも確定数値は平成23年度になりますが、20.1%という数字になっております。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番(山野) 国は平成25年度、特定健康診査実施を41.3%に上げると。これが熊野町におきましては現在下がっているのだから、この目標を考えられるのか。高齢化になっているこの町で目標を無理に掲げても、なかなか実施できないんじゃないかなと思うのがあります。その辺のお話をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それと、もう一つ、最後に、住民がやっぱり運動することがすごく健康に大事なことだと思います。運動のしやすいまちづくり、環境整備に取り組むつもりがあると思うんですけども、以前にも言われたように、ジョギングコース、あるいはウォーキングコースというものがあれば。先ほどゆるぎ観音から赤穂峠までの遊歩道を整備すると言われてるんですけども、北部農道は非常に車の通過が多くて、あそこを歩いている人は非常に危険な思いをしたという方が非常にいらっしゃいます。そして、坂面大池の周りにも遊歩道があるということなんですけど、あの部分だけじゃなくて、町民グラウンドの周りに、あそこなら車が入ってこないですから、ああいうところにジョギングコースや、あるいはウォーキングロードといったものを建設するとか、あるいはさっきの東部健康センターの周りなんか非常に環境的にいいところだと思うんですけど、あの辺にもそういったものをするとか、遠いところまで行かなくても自分の近くでそういったものができるということがあるんじゃないかなと思うんですけども、その辺の予算のかかることですが、答弁をよろしくお願いします。

副議長(久保隅) 宗條住民課長。

住民課長(宗條) まず特定健診の目標数値でございますが、平成24年度、本年度の目標数値は特定健診に関しましては45%にいたしておりました。これが向こう5年間の計画策定について今作業をしているところですが、この45%を5年後も据え置いて45%にいたしております。ちなみに国の目標数値は特定健診に関しましては5年後60%という目標数値を掲げておりますが、広島県におきましては、先般、新聞報道にもございましたように、3年連続広島県が最下位という状況になっておりますので、より実効性のある計画づくりをするということから、国の60%の目標に対して、広島県では45%を目標にしていこうということとしております。

先ほども申しましたが、平成20年度の受診率が39%でありましたので、5年後の45%というのは不可能な数値ではなかろうというふうに思っております。したがいま

して、今後も受診奨励策でありますけれども、やはり受診しやすい環境づくりであるとか、あとは年齢層を特定して、スポット的に受診奨励を強力的に行うとかといったような特別な取り組みが今後必要になってくるというふうに考えております。

以上です。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 運動のしやすい町ということで、今ウオーキングロード等の提案をいただきました。東部地域健康センターの周りには確かに車の通りの少ない道もありますし、センターの中だけでも周回すれば、ある程度の距離がとれると思います。そういった距離の表示であったり、消費カロリーの表示であったり、東部だけじゃなくて、どこか安全なところ、もちろん坂面大池の1周の距離とか消費カロリーとか、そういうものがわかるように、見てこのくらい動いたねということが感じられるようなことは、そんなに予算をかけなくてもできることかなとも思いますので、できることから取り組んでまいりたいと考えております。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） よろしくお願いいたします。

三、四年ぐらい前に私がハンガリーに行ったときに、川沿いのこちらの車道とその間にある歩道なんですけど、歩く道路とジョギングのロードとが、ジョギングロードは本当に短く、歩くロードもずっと、そういった感じで完全に分けてやってらして、どんどん歩いている人と走っている人が邪魔にならないという、すごい優しい町だなと思いました。ああいう感じのものもあってもいいんじゃないかなと思います。

最後に、現在非常に問題になっております中国からの公害飛来物でPM2.5の空中濃度に対して、県、国からの予防対策に対する指導といったものがあつたんでしょうか。町としてはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

副議長（久保隅） 沖田生活環境課長。

生活環境課長（沖田） ただいま山野議員からのPM2.5に対する国とか県からの指導等はどうなってるかという質問だろうと思います。

先週、県のほうでPM2.5に対する研修がございました。それに我々生活環境課のほうから1名行かせたわけなんですけれども、ただいま県のほうで観測しておりますPM2.5の観測所が10カ所あるそうなんですけれども、その中で1カ所でも国の環境基準を超えたところ、またその基準の倍の数値を観測したら注意報となるそうなんですけれども、そういったことがあった場合、町のほうに直ちに連絡が来るようになっております。それを受けまして、町のほうでもホームページ等のほうで注意喚起を図りたいと思っておるところでございます。

以上です。

副議長（久保隅） 山野議員。

10番（山野） ありがとうございます。いろいろ質問いたしましたけれども、適切な御答弁ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願います。特に、課長の女性管理職はよろしく願います。ありがとうございました。

副議長（久保隅） 以上で、山野議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は3時15分。

（休憩 3時00分）

（再開 3時15分）

副議長（久保隅） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、6番、大瀬戸議員の発言を許します。

大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 6番、大瀬戸でございます。私は人口維持施策・少子化対策について質問させていただきます。

熊野町の将来を見詰めながら、その時々状況に応じた施策をきめ細やかに執行する

ことが行政において大切な要素だと思います。特に、少子高齢化問題は深刻な問題であるにもかかわらず、遠い未来のように、また中山間地の過疎の集落に限ったことのように私たちは捉えていないでしょうか。日本全体の問題であることは承知していても、ここ熊野町には余り影響はないし、あってもそれは仕方ないと思ってはいないでしょうか。しかし、現状は明らかな少子化への道をたどっています。それに伴う人口減少も確実にやってまいります。

幸いなことに、熊野町の人口は向こう10年、大きな減少とはならないと考えられます。それは当面出生数の減少だけが影響するのみだからです。年間50人程度の減少で10年後には2万4,000人と、ほぼ現状どおりにとどまるでしょう。しかし、ここに大きな問題が二つあります。

一つは、人口はさほど減少はしませんが、年齢別分布は大きく変わります。いわゆる団塊の世代の方々は後期高齢者に近くなりますが、大体にしてお元気です。その反面、出生数は低いレベルで推移し、極端な少子化になります。第5次熊野町総合計画では、2020年には高齢化比率32.4%と見込まれていますが、10年後の2023年にはさらに大きくなり35%を超えるでしょう。それは2005年では20%だったことからわかります。我が町は日本の平均値より早いスピードで高齢化が進んでいるように思えますが、いかがでしょうか。

また、もう一つの問題は、10年後から先の急激な人口減少です。今の子供たちにとって10年後はまだ社会では新人です。そのころに町の施策の根本をなす人口は、今度は年々確実に減少していくわけですから、冒頭申しましたそのときの状況にあわせた施策をしようにも、急激な変化に追いつかない恐れがあります。そのあたりの展望をどのように考えているか、現在行われている人口維持施策と少子化対策、子育て支援、そして来年度に取りかかる予定があればその施策。2020年以後の展望と計画をお答えいただきたいと思います。

次に、日本中の基礎自治体、我が町も含め、特に少子化、高齢化が進み、自立していくことが困難な小さな自治体もさまざまな少子化対策をしています。しかしながら、子育て支援もほぼどの町も横並びで、これがあるからこの町を選ぶというほどの吸引力がないのが実情であり、人口減少に歯どめがかかっておりません。

そこで、もう一つの発想として、我が町においては将来、人口減少が起きたとしても、結果的に町民の生活に不利益が生じなければ、仮に2万人でも何ら差し支えがないはず

だということです。そう簡単な話ではないことは承知しておりますが、ここで視点を変えて、例えば人口2万人を想定し、その維持を基礎とし、そこからあらゆる住民サービスを考えていく。教育、福祉、道路、交通、文化など、全ての発想を転換し、よりマッチする引き締まった行政を求めていく。そういった観念を持つことも大事ではないかと思ひ、今がそのときではないかと考えます。人口が減ることをネガティブな要素だけにとらわれないということでもあります。もちろん人口維持、特に子供をふやす施策はとり続けなければなりません。その一方で、身の丈に合う行政への転換も準備するべきではないでしょうか。

以上、2万人規模で今以上の住民サービスが可能な準備を始めることについての見解をお尋ねいたします。

以上です。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長の答弁を許します。

三村町長。

~~~~~

町長（三村） 大瀬戸議員の人口維持施策・少子化対策についての御質問にお答えします。

本町の人口構造は、議員御指摘のように、全国的な傾向と同様に、少子高齢化と人口減少が緩やかに進むものと認識しております。そのため、第5次総合計画において、定住や子育て支援施策、生活基盤の整備など、積極的に施策を展開し、流出人口の抑制や子育て世代を初めとする流入人口の増加を促進することにより、目標年次となる平成32年に人口2万5,000人を維持することを目標といたしました。

活力ある町をつくる上で、定住人口の維持と増加、とりわけ子育て世代の人口増加が何よりも重要であると十分に認識しております。このため新年度では、定住人口を維持する施策の一つとして、新たに子育て世代の住宅取得促進に向けた助成制度を実施することとしており、また町独自で実施している福祉施策を十分にPRし、熊野町の魅力を町内外の人々に知っていただくことも必要ではないかと考えております。

2020年以降の展望ですが、本町周辺の広域道路網の整備が進み、町内の交通環境も変わってくることが予想されます。それに伴い、町外への通勤、通学等も現在よりも安全かつ快適に移動することが可能ではないかと考えております。

本町は都市環境と自然環境が調和した災害の少ない町であり、広島、呉、東広島の三つの市に隣接する立地条件を有効に活用して、人口2万5,000人を維持すべく、定住人口の維持・増加に向けて、子育て世代から選ばれる町となるよう、各種の施策の充実を図ってまいります。

なお、少子化対策、子育て支援事業の周辺市町との比較につきましては、民生部次長から詳細を答弁させます。

以上でございます。

副議長（久保隅） 光本民生部次長。

民生部次長（光本） 大瀬戸議員の子育て支援事業の周辺市町との比較についての御質問にお答えいたします。

子育て支援施策の主要事業である保育料、児童クラブ、乳幼児医療費の助成、子育て支援センターについて、広島市及び安芸郡3町との比較で御説明いたします。

まず、保育所についてですが、本町では現在、四つの保育園で保育を実施しておりますが、申し込んでも利用できない、いわゆる待機児童はおりません。保育料につきましては、国の定める基準に基づいて市町で決定をしており、保護者の所得税額による階層と乳幼児の年齢により、それぞれ保育料を決定しております。

保育所入所世帯のうち、最も数が多い所得税額4万円未満の世帯、3歳児の保育料で比較をしますと、本町が1万9,000円、これに対し広島市が1万9,850円、府中町が2万3,000円、海田町が2万6,700円、坂町が2万1,500円となっており、他の階層においても本町がおおむね安くなっております。

次に、児童クラブについてです。子供を預かる時間ですが、本町と府中町、坂町は午後6時までとしておりますが、広島市が午後6時30分まで、海田町が午後7時までとなっております。

保護者負担金につきましては、本町が月額3,000円としておりますが、広島市が無料、府中町、海田町が1,000円、坂町が2,000円となっており、本町が最も高い状況でございますが、県全体では東広島市の3,000円を初め、ほとんどの市町で3,000円から5,000円となっております。

次に、乳幼児医療費の助成ですが、基本的には県の補助制度に従い実施をしております。

すが、各市町が独自に助成額を上乗せしている状況もございます。本町は独自に小学校就学前までの通院費にかかる保護者負担額 1 回 5 0 0 円を無料とするとともに、中学 3 年生までの入院費を無料とし、県内でも医療費助成の対象年齢が最も長く、保護者負担も無料と軽減をしております。

子育て支援センター事業につきましては、西部地域健康センター内に開設して以来、専任職員を配置し、子育てに関する相談支援や各種講座の開設、母親と子供が触れ合う場の提供などを行っております。保育所に併設して運営している他の市町とは異なり、月曜日から金曜日までの毎日、また終日利用できるなど、子育て中の母親、父親に心強いセンター運営ができているものと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

6 番（大瀬戸） ありがとうございます。

まず、先ほど私が質問した中にあります第 5 次総合計画の 2 0 2 0 年における高齢化率 3 2 . 4 % というふうに出てあります。この根拠、そしてあるいは様子が変わってれば現在の修正なり、それを教えていただきたいことと。

もう 1 点、この熊野町の高齢化の進みぐあい、進度が日本全体のそれとどのような違いがあって、どういう傾向にあるかというのがわかっていたら教えてください。

副議長（久保隅） 内田総務部長。

総務部長（内田） ただいまの質問の 1 番目の、第 5 次総合計画における高齢化率の 3 2 . 4 % の根拠、それと最新のデータによってそれがどういう形に変化したかという形の御質問にお答えいたします。

第 5 次の総合計画における 2 0 2 0 年、平成 3 2 年になりますが、これにおける高齢化率が 3 2 . 4 % の根拠でございますが、一般的に各種計画策定に使われている人口推計は国勢調査の結果による人口をもとにしておりますが、人口の使用には国勢調査によるものに加えて、住民基本台帳もこれによるものもございますので、平成 2 2 年度に策定しました総合計画におきましては、平成 1 7 年度の国勢調査人口を基準として住民基

本台帳の人口も勘案しながら、コーホート変化率法、こちらのほうを用いまして推計をいたしました。

この結果におきまして、平成17年度に2万5,103人であった本町の人口のほうも、10年後の平成32年、2020年には現在よりも、これはっきり申しまして2,500人程度、単純推計では減るという形の推計になっております。ただし、総合計画を策定するに当たりましては、人数が少なくなるという形のものを目指してやるという形はございませんので、2万5,000人に目標とする人数を置きまして、それでやった結果が32.4%の根拠になってるということでございます。

また、最近のデータといたしまして、22年度の国勢調査による人口及び、平成24年の住民基本台帳の人口をもとに改めて推計をした結果についても同様の結果で、今の2万5,000人のものを基準として現在も考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 清代民生部長。

民生部長（清代） 高齢化の現状と今後の予測ということでございますが、平成17年に行われました国勢調査までは、熊野町は国、県の平均よりも低い状況にございました。平成17年度の国勢調査で、本町は20.1%ということで、ほぼ国と同じ状況になりました。県平均とは0.9ポイントぐらい低いという状況でございます。全国平均と県平均では常に県平均のほうが1ポイントぐらい高齢化率が高い状況でございます。そうした中、以後平成22年度の国勢調査では、本町が26.6%、県平均よりも2.7ポイント高い状況です。

平成27年度の予測ですが、本町は31.2%、県よりも3ポイント高くなるということで、平成27年度では高齢化率が本町のほうが国、県と比べましても急速に高い、右肩上がりといえますか、高い状況が続くというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） ありがとうございます。

今ありましたように、つい何年か前、二、三年前までは熊野町も全国平均以下で、それほど心配する状況ではなかったが、ここ一、二年の間、そしてまた今後10年ぐらいの間に、一気に高齢化率、要するに高齢化率といいますか、子供がいなくなると言っていると思うんですけれども、そういう状況にもう既になっているということがこれではっきりしていると思うんですね。

それで、この子供がどんどん減っていくという状況、これは当然のことながら町にとりましては大変な痛手でありまして、いろんな面で問題が多いことになります。特にやっぱり何よりも活気がありませんし、大人たちも子供がいないう町というのは本当に残念な町といいましょうか、落ちぶれた町というふうなイメージを持たれても仕方がないと思うので、当然のことながらこれに対する施策を打っていかねばならない。

ということで、先ほどの民法議員のときにもありましたし、今の説明にもございましたさまざまな施策を今取りかかっているということだと思っておりますが、特に子育て支援に関しましては、熊野町も当然やっています。やっていますが、これは海田町でも坂町でも府中町でも、呉でも広島でも東広島でもほぼ同じレベルのことをやっているのが現状でありますから、当然なかなかこれをやって当然というようなイメージを周辺の皆さんも、また町民も持っていると思えるんですね。ですから、この施策をやっているから子供は減らないんだということではないということになります。もちろんやらなければもっともっと悪いかもしれませんから当然やるべきなんです、これがあるから大丈夫ということにはならないということだと思っております。

そこで、説明にもございました子育て定住促進補助事業というのをことしからやるということでした。当然子育て世代を熊野に誘致し、あるいは熊野町の子育て世代の流出を防ぐ、また熊野出身のそういった方々にUターンしてもらって、もう一回熊野に住んでいただいて、熊野町を元気ある町にしていこうという考え方にとりましての一つの施策として、私は大いに歓迎いたします。これは先日の全員協議会で説明を受けましたので、そのあたりをお尋ねいたしますけれども。

まず、この子育て定住促進補助事業というものがございます。具体的に言うと、今度の25年の4月1日から3年間を対象に、本町で住宅取得した人に一定の補助をすることということで、定住を促すという目的だということ、趣旨は非常に私は歓迎をいたします。

これにつきまして、住宅の取得費の2%、20万円を上限とした2%を補助すると。

ほかにもあるんですが、そういったことを3年間していくということを知りました。これについてももう一度確認しておきます。これのもう少し詳しい、事業の詳細を少し簡単でいいですから説明していただきたい。

副議長（久保隅） 内田総務部長。

総務部長（内田） それでは、定住促進事業につきまして、簡単に御説明を申し上げさせていただきます。

この事業につきましては、熊野町に定住する意思を持つ子育て世代の方に対し、住宅の建築または購入の支援に要するため、40歳に達していない夫婦世帯、もしくは19歳に達していない子供を扶養している世帯に対して、一定の要件を兼ね備えた方に対して行うものでございます。助成につきましては、先ほど議員さんのほうからもございましたが、住宅の取得費に対しまして2%を乗じた額で、20万円を上限とし、また町内事業者において建築された住宅におきましては、加算額として住宅の取得費に対して1%を乗じ、10万円を限度額として助成をさせていただくものでございます。

この事業につきましては、期限つき制度といたしまして、消費税が増税される平成27年度までの3年間について行うこととし、消費税増税までの駆け込み需要での熊野町への定住促進のきっかけづくりの一助としたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） ちょうど今の消費税との絡みということでした。私はこれは一つのアイデアとして先進的でよろしいとは思いますが、私は一つ、消費税と絡めるんであります。まず26年の4月、来年の4月に8%になります。再来年、27年の10月に10%に上げられるという予定です。恐らくこのとおりにいくんじゃないかと思うんですが、それでしたら私はこの消費税に根拠を置いて、26年4月以降に、それ以前でもいいんですけども、3%上がります。3%上がるというその上がった分を助成しますよ。消費税分を助成しますよといううたい文句、そして27年10月にさらに2%上がりますから、そのときは27年10月からは2%補助しますよと。要するに上がった分

だけ補助しますよと。要するに消費税と連動しての補助金ですよということで、これを強く外部に、町外に対してアピールすれば、これは非常に特にマスコミなどは飛びついてくれると。そうすると業者もマスコミもただで宣伝してくれて、そして予想以上の反響が起きるんじゃないかと思うんです。

というのは、これがずっと永遠に続く事業だとすれば、当然財政的に問題があるんですが、3年間のことですから、そこは大きな投資と考えて、思い切った施策に切りかえるというふうに考えるのがいいんじゃないかと、私はそういう形で提案させていただきたいと思うんですが、これにつきましてはどうでしょうか。

副議長（久保隅） 三村町長。

町長（三村） 大瀬戸議員の考え方も一理あると思うんですが、基本的な考え方は、やはり消費税が上がる前、3%上がりましても恐らく住宅の取得価格は2,000万円ずるとしても、60万円でございます。もうその後に熊野町が20万円補助しますよという政策を打ち出しても恐らく効果はないんじゃないかと。もうこの1年間で住宅を取得したい方は消費税が上がる前に検討されているはずでございますので、そういった意味において消費税が導入される前に実施したい。

それに乗りおくれた方に対しても、継続事業として次の年も3年間やれば、大体熊野は地価が安いわけございまして、基本的には選ばれる要素がございます。そしてこういう施策を打ち出せば、消費税との絡みで消費税が上がる前に言われている人口の駆け込み需要といえますか、そういったことが起こるんじゃないかという思いでこういう制度にしております。

以上です。

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 消費税が上がってから補助するという意味で言ったつもりはなかったんですが、実際それに連動するというので、前もってからというのも含めてますので、そこら辺は誤解のないように。

ただ、そういった意味でぜひとも前向きに、もっともっと前向きにしていただければ

と思います。

それと同時に、住宅の話になりましたので、それ以外にですが、一つは今のは各個人が自分の自費で熊野町に家を建てるという話でした。それ以外に、私は移住者対象に公営住宅、町営住宅といいますか、公営住宅をアパートなり、一戸建てなり、それはわかりませんが、提供をする。提供といってももちろんただというわけにはいきませんが、そういった住宅の供給という立場も思い切って行政がやっていいんじゃないかと思っております。もちろんそれを、例えば待機児童のいる広島あたりの住民を、熊野に来てくれたら穏やかに暮らせますよ、子供もすこやかに伸ばせますよと。家もある程度安く提供しますよと、こういったような施策も一つ大きくするべきだと思います。これについてはいかがでしょうか。

~~~~~  
副議長（久保隅） 三村町長。

~~~~~  
町長（三村） いわゆる大瀬戸議員の言われるのは、子育て支援住宅というのがございます。それがメインではないかと思えます。そのことは私も考えておりまして、実をいうと財源があればこれも同時にやってしまいたい思いが強いんですが、今回の住宅補助制度が来年度で2,000万、3年間で6,000万という事業でございます。これに子育て支援住宅の建設となると、これは恐らく5億から10億の事業になりますので、同時にはこれはなかなか実施できない。財源が豊富にあればそうありますが、そういった意味で公営住宅、子育て支援住宅については、もう少しこの政策が終わった後、実施を考えていきたいという考えは持っております。

以上でございます。

~~~~~  
副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

~~~~~  
6番（大瀬戸） 子育て世代の定住、移住ということに関しましては、いろんな分野から問題があると思うんですね。住宅だけの問題ではなくて、一つには雇用でありますとか、交通の問題でありますとか、先ほど出ました教育の問題、いろんな意味でこの熊野町に魅力があれば、若い人が定住し続けてくれるし、いつまでも活気のある町になると思うんですね。

そういう意味で子育て、要するに少子化対策というのはかなりグローバルな問題ですから、言ったら切りがないんですけども、具体的に少しそういった話をさせていただきたいと思うんですが、まず熊野町の場合、大きな雇用が期待できる企業がありません。小さい企業はたくさんあるんですけども、なかなかこれが景気の悪いさやいろんな意味で雇用というところまでは結びついていないと思うんですが、今のところ恐らくですが、大きなある程度の固まりの雇用が見込まれる企業誘致というのは可能なのか、あるいは見込んでいるのか。それから関連しまして、深原町有地の企業誘致の進捗状況と、雇用の期待度といたしまして、そのあたりをどのように考えておられるかお聞きします。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 深原町有地の企業誘致の進捗状況ということで私のほうから説明させていただきます。

現在、総務部、民生部、建設部、関係7課による深原町有地販売担当者会議を平成24年9月に発足させ、月1回の割合で、今後の深原町有地販売に向けた必要な事務処理について会議を持ち、調整を行っております。その内容は、1、町有地造成事業の概要。2、産業団地販売に係る作業検討書。3、産業団地販売に係る作業経過書。4、今後の作業予定についてですが、3月末までには報告書をまとめたいと考えております。

以上でございます。

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 聞いたかったのは、雇用の期待といたしますか、どの程度の雇用が見込まれるか、あるいはそれ以外にも新しい雇用が熊野に発生するのかどうかというところがちょっと聞いたかったんですが、どうでしょうか。

副議長（久保隅） 三村町長。

町長（三村） 新しい雇用ということでございますが、大規模な、大きな会社ですね、

大企業、これの誘致ということはちょっと考えられません。仮にこういったことにトライしても、例えば今御存じのようにいろんな企業町といいますか、企業の市町村、城下町ですね、これが企業の一方的な方針によって、大企業が撤退するというようなことも起こっております。最初はいいんですが、誘致したときは非常によろしいんですが、その後が、大企業というのは非常に合理的なことで割り切りますので、そういったことを考えると、まあ可能性もないですし、こういったものを誘致しようと、そういった危険性からも思っておりません。

深原町有地の完成で、もし物流系というもの、こういったものを積極的に考えていきたいと思うんですが、売る条件として、町の人を雇っていただくような、こういったこともいわゆる売買交渉の中でやっていきたいと考えておりますし、できれば100人程度そういった全部で雇用が生まれればということも考えております。

また、民間資金によりまして、社会福祉施設に類するような施設がちょっと予定があると聞いておりますので、こういったところもあわせて、小規模、中規模であります、こういったことで雇用に100人なり200人、そういった規模で増加が図ればなという考えであります。

以上です。

~~~~~  
副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

~~~~~  
6番（大瀬戸） よくわかりました。そうだと思います。ただ、100人でもやっぱり確かな雇用というのは大切だと思います。さらなる努力をお願いいたします。

町内に雇用がないとするならば、やっぱり周辺市町に雇用を求めるということになると思うんですね。周辺市町から人を呼ぶとすれば。そうなりますと、当然交通問題だと思うんです。交通問題が課題であろうと。熊野町は御存じのとおり、道路しかありません。ですから車で行くしかない。あるいはバスしかないということです。これにつきましては、例えば公共交通、広電バスの利便性を上げるということと、それからもちろん道路を1本つけばいいのかもしれませんが、そういうのもかなり難しい話だと思いますので、今ある道路とトンネルと広電バス、これをさらに活用しながら、あるいは町のほうがかかり投資をして、いわゆる海田方面といいますか、広島方面への交通の利便性というのを図る必要があると思うんですが、これにつきましては何か考えておられる計

画とかありますか。

副議長（久保隅） 森本建設部次長。

建設部次長（森本） 広島あたりへの交通の利便性ということで、現在、トンネルがございます。もう7年、それがこれも無料化ということになってくると思います。バスという大きな問題につきましては、我々の時点では今何とも申すことはできませんが、今後の今計画してあります黒瀬トンネル、それと東広島・呉道路の開通、これも平成26年、目の前に迫っております。この道路の開通によって、町内は一時的にはかなりの車が流入されるものと考えられますが、今後またそれと同時に安芸バイパスが平成25年度におきまして瀬野地域まで伸びるといようなお話も承っております。これが伸びればこの渋滞も解消できるのではないかなというふうに考えております。

とにかく非常に渋滞対策、今のところ以前朝6時に出にゃいけんとか、そういう状態ではございません。それぞれ自分の向かう方向にあわせて矢野峠をおりていただき、トンネルを利用される方はトンネルのほうにおりてこられます。呉方面についても、現在町道出来庭川角中央線が完成を、来年度、舗装して供用開始をさせていただきたいというふうに考えておりますので、これも今は県道矢野安浦線、あそこらは渋滞するんですが、呉方面への車の交通の分散化が図られ、渋滞緩和の一助になるものではないかと考えております。

広島方面の広電の話は私のほうからはちょっとあれなんです、以上でございます。

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

6番（大瀬戸） 広電の件に関しては、例えばやり方はいろいろあると思うんですけども、今阿戸線に補助を出しているのを拡大して、これはもちろん財源が要ることなんですけれども、拡大して、熊野町が広電に対して委託するというので、熊野町民のためのバス路線をつくってもらうということも全く不可能ではないと思うんです。今後、そういうあたりも少し研究していただきたいと、協議していただきたいというのがお願いでございます。

続きまして、じゃあまずいことばかりかということ、先ほど説明がありましたように、

税とか料というのも意外と熊野は条件がいい、これも売り込みのネタになるんじゃないかと思うんですね。私はこの辺をしっかりとアピールして、特に広島市にしっかりとアピールして、熊野町の子育ては非常に条件がいいよというの、もっともっとアピールして、少しでも移住していただけるように、いわゆる営業をしていただきたいと思うんです。それは熊野の場合はいろんなメリット、いい部分というのはあります。自然が豊かでありますとか、土地が安いというのもそうだと思うんですけれども、教育環境がいいよと、子育て環境がいいよというのをどんどんアピールしていただきたいと思うんです。そういった面をひとつ要望いたします。

それから、話ががらっと変わる真反対の話ですけれども、一生懸命努力して人口維持をするんですけれども、私は一つかなりこれはもう全国的な傾向ですからなかなか避けて通れないと思うんですね、少子化というものはですね。そうしますと、少子化の上で何とかやっていける、今よりもっといい町に持っていけるという方法があるんじゃないかともいつも思うんです。

そうした中で、一つには子供が明らかに減っているということですから、これは学校教育のほうに大きくかかわってくると思うんですけれども、私の全く素人判断といいますが、素人の推計では、10年後以降はクラスが六つぐらいになりそうだと、小学校が、1学年がですね。四つ学校があると、四つ小学校があって、クラスが六つぐらいになるかもしれない、このままの状況で行けばですね。そうしたときに、これはやはり何か今から手を打つ必要があると思うんですが、その中で一つとして、まず小学校ですけれども、総合計画では生徒数が当面横ばいというふうにあるんですけれども、それも数年までの話で、10年後からは急激に落ちてくると思うんです。クラス数ももちろん年々減少はしているがほとんど微減だと、今では微減なんですけど、やがて急激に落ちてくると。そうしたときの学校運営といいたししょうか、そういうビジョンは教育委員会はどのようなビジョンをお持ちでしょうか。

副議長（久保隅） 藤森教育部長。

教育部長（藤森） 学校の児童・生徒ですが、手元の資料で今6歳、これは平成18年度に生まれた子供の現在の数ですが、212人となっています。おおむね最近のここ何年間の小学校の1学年の児童数、もちろん250人とかそういうときもありますけれど

も、余り変わらないという数字です。19年度に生まれた今5歳児が250人、4歳児のところになりますと186人、ただ3歳児は216人というような形で、増減はありますけれども一定の水準に近いところがあると。ただし、実は今の2歳児が187で、1歳児が176、ゼロ歳児はまだ年度末が来ておりませんが、171人というふうにこちらのほうで計算しております。これで行くと、そう極端に減るという状態は、先ほど10年後ぐらいまではというところの部分であろうかと思えます。

実際のところ、これから先にどれぐらいの人口になっていくか、子供たちが生まれていくのがどうなっていくのかというのはちょっと難しいところもございます。ただ、実際に減っていくという傾向は明らかに見えるように思います。

ただ、小学校につきましては、実際に低学年の子供たちが通うということを前提に考えなければいけませんので、統廃合というようなことを考えた場合には、そういう子供たちを考えるとなかなか難しい問題も一つはあろうかというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

~~~~~

6番（大瀬戸） 実は、今小学生の世代、6歳以上が多いのはいわゆる団塊の世代のお孫さんの世代だと思っんですよ。だから当然多いんですよ。これからは当然今度は我々50代の孫の世代だと思っんですね、これからの子供、生まれてくる子は。当然、この百七、八十というものからふえるというのは、相当何かが起きないと考えにくいんですよ。百七、八十、八十、九十、という200人を切った、1学年200人を切るというようなことになると、いう計算でいきますと、30人学級として6クラスです。そのぐらいしかいないという現状が10年後には来るということは、私は自然に考えられると思っんです。ですから、一生懸命今言う子育て世代を呼ぼうと、子供をふやそうとすることをやるべきだというのは、そこにかかわっているんですけど。

現実に、じゃあそれが成果があればそれでよしです。成果がないというのが、よそも減るんですからね。全体的に減るんですから、なかなか難しくなるといふときに、例えば四つの学校に、各学年が1クラスか2クラスしかない。この狭い町内に四つも学校をつくって、それぞれ4種類の教材と4種類の施設と、4種類の先生と全てをこれをキープしなければならないということになって、子供一人に対してはたくさんの目が届くか

らこれはこれでいいですよ。いいんですが、コストというふうに考えたときに。

それからもう一つは、やっぱりある程度の固まりで、ある程度の人数のクラスで生活するという教育的な観点からも、私は狭いこの熊野町ですから、通学のやり方はいろいろ可能だと思います。そういうのは私は今から考えておくべきではないかと思うんです。今すぐ、来年そうしるとか、5年後にそうしなきゃならないというほど切羽詰ってはいないと思うんですが、10年後には必ず起きます。これはもう見えてますから。ですから、そういう準備をすべきではないのかなと思うんです。

そこで、さらに一人一人に教育費を使えるものなら、もっとハイレベルな教育ができると思うんですが、どうでしょうか。

~~~~~

副議長（久保隅） 藤森教育部長。

~~~~~

教育部長（藤森） 教育につきまして、より高いレベルといいますか、いい教育を受けさせること、それによっていい住民をふやして、そして選ばれる町になっていきたいということはございます。実際問題として、確かに効率化を進めるという一つの面があります。それからもう一つは、先ほど申しましたように通学の問題があります。

一つは、ここで一人一人の子供たちの教育環境をいろんな形で上げることができる、またそういうふうなことを考えて、これまで今熊野町では毎年1月に、全ての子供たちの学力をテストで調査しているわけですが、この結果に基づきまして、一人一人の状況がわかります。それに基づいて、個別に、特に学力の低い子供、これらについて例えば補習をする、または場合によっては、学校によってはマンツーマンとまではいけませんけれども、いろんな形で面倒を見ていくと、こういうふうな形で何とか学力を底上げしていこうと。公共の学校ですんで、どうしても底上げというところが一番大事なところになるかと思えます。

ただ、これからはやはりもう一方で親御さんたちの望むところは、やはり学力の高い子というのはさらに伸ばしてほしいという願いがあるかと思えます。いろんな形で検討しながら、また住民のニーズにあわせることを検討していきたいと思っております。

以上です。

~~~~~

副議長（久保隅） 大瀬戸議員。

~~~~~  
6番（大瀬戸） 時間が大分過ぎていきましたので、本当はまだいろいろあるんですけども、今の教育の問題を最後にもう1点、やっぱり今少しお話がありました高いレベルの教育を保護者が望んでいて、特に矢野峠を超えると顕著なんです。まず子供をとりあえずいわゆる進学校に入れさせたいというふうにまず考えている親御さんがたくさんいて、そういうことに熱心です、広島市周辺の親御さんはね。

私はそういうときに少なくとも矢野とか海田とか、坂とかのほうの子育て世代の方が、子供を持つ親が、熊野町の公共教育はちょっと違うぞと、レベルが高いしいろんなことがちょっと違うぞ、よそと。興味を持っていただくような、そういう教育行政といいますが、それをこの少子化を逆手にとってやっていただきたいと思うんです。可能性は私はないことはないと思います。今でも県内でトップレベルと言えるのであれば、それをどんどん伸ばして行って、教育で周辺の子育て世代を呼び込む、こういう強い教育方針を持っていただいて、どんどん進めて行っていただきたいと思うんです。

時間がありませんので答弁はよろしいですから、今後ともこれに関しましてはもっとさまざまな分野があり過ぎてまとまりませんが、教育の分野では教育のほうで頑張りたいし、それ以外のところも、この問題は重大ですので、今後とももっともっと研究していただいて、ともに町のために頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

質問はこれで終わります。ありがとうございます。

~~~~~  
副議長（久保隅） 以上で、大瀬戸議員の質問を終わります。

続いて5番、荒瀧議員の発言を許します。

荒瀧議員。

~~~~~  
5番（荒瀧） 5番、荒瀧でございます。

最後になりまして、随分皆さんお疲れではないかと御心配申し上げますが、コンパクトに御質問を申し上げたいなと思っております。

前は熊野の筆産業100億の売り上げということで、その中では法人税が少ないんじゃないかと、こういう趣旨は、政権政党も変わりがして、国民の自立を安倍総理大臣は求めていらっしゃる。ひいては各地方自治体にも自立をしてくれという話は目に

見えておるように私は予測するんでございますが、きょうは歳出のほうのお話。予算編成に当たりまして、それぞれの部門でどんな改善をされたか。

次には、前回もちょっとお聞きしましたけども、職員の方のいろいろなお気づきの提案もあるようでございます。これを生かす仕組みはないものかと考えまして、このたびの御質問をいたしました。よろしく願いいたします。

~~~~~

副議長（久保隅） 三村町長の答弁を許します。

町長。

~~~~~

町長（三村） 通告書に基づきまして、荒瀬議員の平成25年度予算についての御質問にお答えいたします。

平成25年度予算の編成は、今年度に策定した総合計画の実施計画に基づき、全ての事業で優先順位を明確にして、まちづくり指標の目標値を達成するための積極的な取り組みを行うこととしております。今後も継続して行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

まず、歳入の面でございますが、国や県の動向を注視しながら、的確に補助金等を確保するとともに、自主財源の基幹であります町税の収納の向上に努め、また遊休資産の売却を積極的に進めるなど、財源確保を図ることとしております。

また、歳出におきましては、需用費などの経常的経費及び町単独事業は平成24年度当初予算の95%以内という基準を設定し、また人件費削減の具体策として、職員の休日勤務には代休の積極的な活用をするなど、経常経費の削減に努めております。

次に、職員提案に関する御質問についてですが、現在、職員からの意見及び提案については、毎年の自己申告書の中で自由に行えるほか、新規施策の企画立案に当たり、広く意見募集をする場合の二つの方法で実施しております。

出された意見・提案について、私が目を通すことはもちろんでございますが、内容によっては直接私が面談をし、事業化への検討を進めることとしており、25年度当初予算案に盛り込んでいる、先ほどから申しておりますが子育て定住促進補助事業は、この職員提案がきっかけとなった施策でございます。

意見には事業の企画や事務改善のみならず、ボランティア、健康、人事等々といったさまざまな内容のものがありますが、今後ともこうした職員の素直な意見が述べやすい

環境づくりに配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） ありがとうございます。

済みません、方向づけは少しわかるんですが、簡単に進める意味で、具体的に職員の方の御提案というのはどんなのがあったかは、二、三御提示はいただけませんか。

~~~~~

副議長（久保隅） 内田総務部長。

~~~~~

総務部長（内田） 職員提案についてということでございますが、職員提案のほうが、まず23年度になりますが、自由意見の中で提案をいただいています。その中で具体的にという形になっていきますと、町のPRに関しての案件が2件、施策に関するものが4件、事務改善が12件、職場環境の改善という形になりますがそういった形のもものが2件、合計22件、これが23年度の状況でございます。

24年度はちょっと件数が減っておりまして、10件ほど職員のほうから提案をもらっています。提案のほうの内容につきましては、施策に関するものという形になりますが、こちらのほうが6件、4件については事務改善、職員として事務改善の方向という形で働きかけてもらいたいということでございました。

また、先ほど町長のほうも申しましたように、別個案件として、昨年度は子育て支援に対する提案はないかということで、職員のほうから募りました。これにつきましては7件という形の中で、それぞれの意見、これは自由意見としてどちらかというところどう子育て世代の職員で、今現在の町のほうの子育てについて何か提案はないかということで、その中の一つが先ほど町長が申されたような形のものもございました。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 荒瀧議員。

~~~~~

5番（荒瀧） ありがたい提案が随分あるようでございますが、その中で実現されたものといいますが、実行されたものはどの程度ございますか。

副議長（久保隅） 内田総務部長。

総務部長（内田） 中のほう、簡単な事務的なところについては、すぐにできるものについてはやってきたということがございます。ただ、事業的なものにつきましては、やはり各担当部長のほうに送りまして、これが実際に事業化にできるだろうか、また考え方の中では実際にこういう形の意見があるんだが、実際に事業化に持っていくと、こういう形の制度の中で、これは現在運用されていると。その中で、もう事業に提案いただいた内容については包括されている部分もあるということで、対応についてはそういう形の中で回答という形で終わっているものもございます。

どちらかという、政策的なものにつきましては、先ほどの今年度採用していく形のものという形のもの等はございますが、なかなか今昨年の中では、なかなか対応のほうに難しい、もしくは検討を要しなきゃいけないという形の中で、現在も検討しているものもございますというところです。

副議長（久保隅） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） ようわかったか、わからんところもあるんですが、実は山野先生も御質問が出ておりましたが、女性の登用というのが非常に大事になると思うんですね。管理職という、こういう秩序立てがあるんだと思うんですが、実はある本を読みよりましたら、がん研の有明病院というのがあるようですね。静岡がんセンターなんかは、今までの縦割りの医療化体制をどんどん変えられてます。現場で一線で働いてらっしゃる看護師さんなんかの意見をどんどんくみ上げているわけですね。多分ラガルドという女性が、世界銀行の方も言って帰られましたね。日本の将来は女性にかかわっていると。子育てであり、子供をふやす少子化対策というのは女性にキーワードがあるんだと思うんです。

私らはもう子供を生んで育てる時代からどんどん卒業していくわけですが、160人の職員さんがいらっしゃいます。この中で現役の方の御意見をどんどん発言いただける

元気のいい職場に、もうどんどん医療業界も変わってきております。こんな行政の講習会等はないのでしょうか。

副議長（久保隅） 内田総務部長。

総務部長（内田） 講習会というお尋ねなんですけど、職員に対しましてはそれぞれ県の講習とか、いろんな形の中でそれぞれ自分が意見を言う場所という形の中で勉強に行かせております。また長期的なものの考え方でいきますと、県とかの研修派遣、これも一つのいろんな形の発言をする場所として捉えるものではなかろうかと思っております。

また、今年度の事業としまして、実は1名の職員なんですけど、広域的な捉え方の中で、広域的な状況の中でそれぞれの市町の状況を踏まえて、各市町のほうから担当者を出して、これは首長とか、また担当部署の課長等を集めて発表するという形の研修に、今年度一人の職員も行っております。そういった形の中で勉強する、また発表する能力を養う。またいろんな形の施策を検討するという形の研修会の中には、積極的に職員のほうを勉強に行かせたいという形で考えております。

副議長（久保隅） 荒瀧議員。

5番（荒瀧） そういう研修も始まっておろうかとは思いますが、やはり本当に厳しい時代に入ってきます。経済状態もどうなのかという状態、ほんと不透明ですが。町内を見ておりましたも、トラックの運転手さんも女性がどんどんふえてらっしゃいます。機械、重機の運転もそうですね。スーパーマーケットなんか、案外男性より女性のほうが雇いやすいわけです。事務が随分コンパクトになってきます。ほんと男女が共同参画する、女性の力がますます上がっていく時代になろうかと思しますので、160人のスタッフプラス多分20人余りの、ごめんなさい、30人かな、臨時職員の方、ほとんど女性じゃないかと思うんですね。ここらの方から非常に貴重ないい御意見をいただかれて、ちょっと男性にとっては耳の痛い話かもわかりませんが、私は逆に耳の痛い話をしてくれる人ほど感謝するものはないと思うんです。ある意味では本気なんです、きれいごとだけ言ってる人は余り本気でないかもわかりません。だからそういう人のマンパワーをぜひ活用いただいて、今年度、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

以上で終わります。

~~~~~  
副議長（久保隅） 以上で、荒瀧議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

お諮りします。これより日程第6、諮問第1号、日程第7、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、日程第6、諮問第1号及び、日程第7、諮問第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~  
副議長（久保隅） これより日程第6、諮問第1号及び、日程第7、諮問第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~  
町長（三村） 諮問第1号及び諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、一括して御説明を申し上げます。

現在の熊野町人権擁護委員のうち、岡本委員及び荒瀧委員の任期が6月30日で満了となることに伴い、人権擁護委員法に基づき新たに委員を推薦することについて、議会の御意見を伺うものでございます。

今回推薦する2名の方は、ともに新任でございます。片川氏は昭和44年から平成22年まで役場職員として勤務され、退職後も平成23年まで生涯学習推進員として活動されました。また、東氏は、昭和50年から広島県の小学校教諭として36年間勤務され、熊野第一小学校を初め、町内の小学校にも27年間在職されております。お二人ともに地域に密着した職業経験、人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいものとして考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~  
副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

副議長(久保隅) これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。本案については、片川光さんを適任とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、片川光さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第2号について採決します。本案については、東都茂江さんを適任とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、東都茂江さんを適任とすることに決定しました。

これより日程第8、議案第1号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長(三村) 議案第1号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、職員が地方公務員法第16条第2号に定める欠格条項に該当する場合において、一定の要件を満たす場合に限り、失職しないことができる旨の規定を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） それでは、議案第1号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案の詳細につきまして、御説明を申し上げます。

地方公務員法第28条第4項では、職員が成年被後見人または被保佐人に該当した場合、または禁錮以上の刑に処せられた場合など、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当した際は、条例に定めがない場合は失職するものとされております。このたびの条例改正につきましては、この法律で定めることができるとされている失職の特例規定を新たに第5条として追加をするものでございます。

お手元にお配りをしております資料3、新旧対照表をごらんください。

新しく追加をいたします第5条第1項であります。公務上の交通事故またはその他の事故によって、法第16条第2号の、禁錮以上の刑に処せられた職員のうち、その罪が過失によるものである場合、刑の執行を猶予された場合、情状を考慮して特に必要があると認める場合、以上の三つの要件に全て該当する場合に限り、失職を免れることができるという規定を設けるものでございます。

第2項につきましては、第1項の規定によって失職とされなかった職員が、その刑の執行猶予を取り消された場合は、失職とするというものでございます。

説明は以上でございます。

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

藤本議員。

7番（藤本） それはそれでこれはいいなと思うんですけど、例えば飲酒運転をして捕まったとかいうのは、この法律でいきやそうなんですけど、公務員としての立場で言うたら、そういう場合はどうなんですかね。

副議長（久保隅） 岩田総務部次長。

総務部次長（岩田） お答えをいたします。ただいま言いましたように、法令に定める

欠格事項、今回は失職を逃れるという項目なのですが、非常に極めて重要な規定でございます。公務員の極めて重要な規定で、その特例でございますので、むやみに失職を逃れる規定を運用するというものではございません。

そういう中で、今の飲酒、例えば無免許運転、こういう悪質な行為についてはこの条例が想定しておるところではございません。失職となります。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第1号について採決します。本案については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（久保隅） 異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

これより日程第9、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

町長。

~~~~~

町長（三村） 議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院勧告に基づくものでございます。

改正内容といたしましては、平成18年度の給与構造改革による給料表水準の引き下げの影響を考慮し、現在まで実施しております給料の経過措置について、平成25年4月から段階的に廃止するものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~

副議長（久保隅） 岩田総務部次長。

~~~~~

総務部次長（岩田） それでは、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明を申し上げます。

このたびの改正は、ただいま町長から提案説明の中にもございましたが、人事院勧告に基づき、給料の経過措置を段階的に廃止するというものでございます。

まず、この経過措置についてでございますが、平成18年に行われました国の公務員給与改革において、給料表の水準が平均で約4.8%引き下げられましたことに伴い、引き下げ後の生活水準を維持するため、引き下げ前との差額を補償することとされ、現在、給料に加えて支給をしているところでございます。

廃止の内容につきましては、給料の激減緩和を考慮し、4年間で段階的に行うこととします。平成25年度は経過措置額に4分の1を乗じて得た額を減額いたします。同様に、平成26年度は4分の2、平成27年度は4分の3というふうに減額をし、平成28年度から制度を廃止するものでございます。

対象職員数は16人でございます。この段階的廃止による影響総額といたしましては、給料で約274万円、賞与で約97万円、合計で約371万円の減額となる見込みでございます。

以上でございます。

~~~~~

副議長（久保隅） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

副議長（久保隅） これをもって討論を終結します。

これより議案第2号について採決します。本案については、原案のとおり決すること

に異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(久保隅) 異議なしと認めます。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

あす9時30分から再開しますので、よろしく申し上げます。

きょうは御苦労さまでございました。

(延会 16時38分)